

# 第二次多賀城市まち・ひと・しごと創生総合戦略

令和3年2月

多賀城市

## 第1章 総合戦略の趣旨・基本的な考え方

### 1 策定に当たって

#### <地方創生のはじまり>

国では、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「創生法」といいます。）を制定し、平成26年12月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「国第1期総合戦略」といいます。）を閣議決定しました。これにより、国では、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への過度の人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくこと、いわゆる「地方創生」を標榜することとなりました。

これを受けて、本市では、創生法第10条の規定に基づき、本市における地方創生を実現することで、人口減少と地域経済の縮小の克服を図るべく、平成27年10月に「多賀城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「市第一次総合戦略」といいます。）を、第五次多賀城市総合計画の施策体系に深く関連付けながら、策定しました。

平成27年度以降、本市においては、市第一次総合戦略に基づき、国の地方創生関連予算も活用しながら、本市の地方創生が達成されるべく、様々な施策に取り組み、人口維持に貢献するなど一定の成果を得たところです。

#### <市第一次総合戦略の成果と検証>

地方創生は一定の成果をあげており、指標推移をみると平成31年度時点において施策目標も概ね達成する見込みであり、人口推移に目を向けると大幅な減少に歯止めをかけることが出来たものと評価しています。

一方で、国の長期ビジョンにも記載があるとおり、日々の生活においては実感しづらいものの、「静かなる危機」と呼ばれるように、人口減少は進行を続けています。

#### <地方創生は次の段階へ>

こうした状況も踏まえ、国では、国第1期総合戦略で根付いた地方創生の意識や取組を令和2年度以降も継続しながら、新しい視点として、人口減少に適応したそのまちらしい地域づくりのための人材育成や地域経営マネジメントを掲げ、令和元年12月に「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「国第2期総合戦略」といいます。）を閣議決定しています。

本市においても、国の情勢や市第一次総合戦略での取組状況を踏まえ、第六次多賀城市総合計画のスタートに合わせて、今般、「第二次多賀城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「市第二次総合戦略」といいます。）を、国や県の示す地方創生を踏まえ、国第2期総合戦略にあるよう「継続は力なり」という姿勢を基本にしつつ、本市らしい創生の実現を目指し、策定するものです。

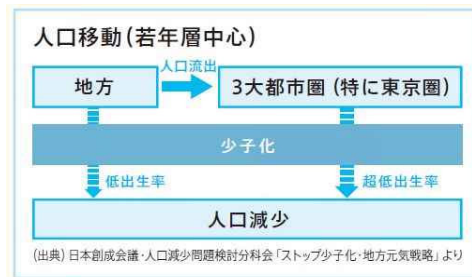
## 2 まち・ひと・しごと創生とは

国におけるまち・ひと・しごと創生について、掲載します。本市においても、国と同様の考え方にに基づき、計画を策定しています。

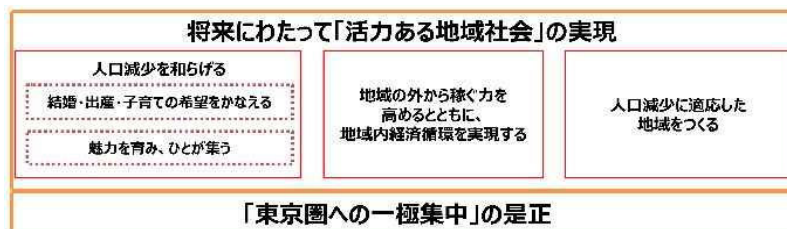
### ○創生法第1条におけるまち・ひと・しごと創生の定義

我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること

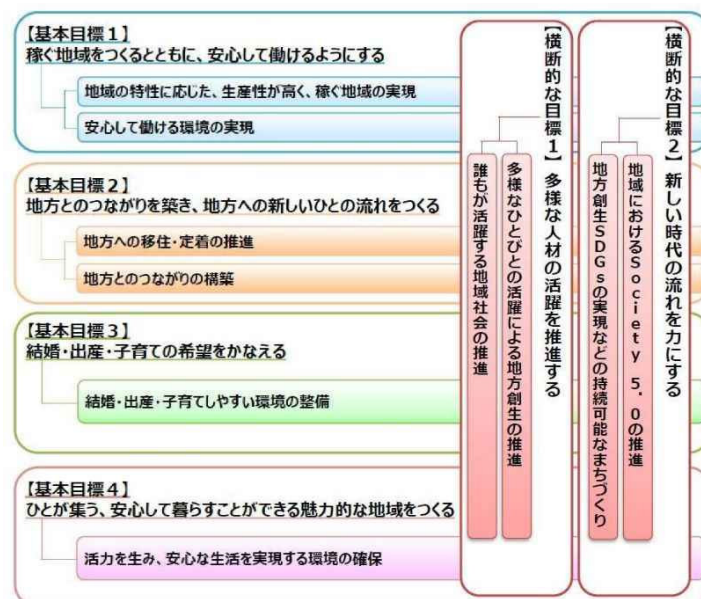
### ○国が示すまち・ひと・しごと創生が必要な理由



### ○国第2期総合戦略の目指すべき将来



### ○国第2期総合戦略の体系



### 3 市第二次総合戦略の計画期間

令和3（2021）年度～令和7（2025）年度

※第六次多賀城市総合計画前期基本計画と計画期間を合わせています。

### 4 市第二次総合戦略の位置づけ等

創生法第10条に定める市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略として策定します。

また、本市における計画としては、第六次多賀城市総合計画に係るまち・ひと・しごと創生に関する部門別計画として位置づけます。

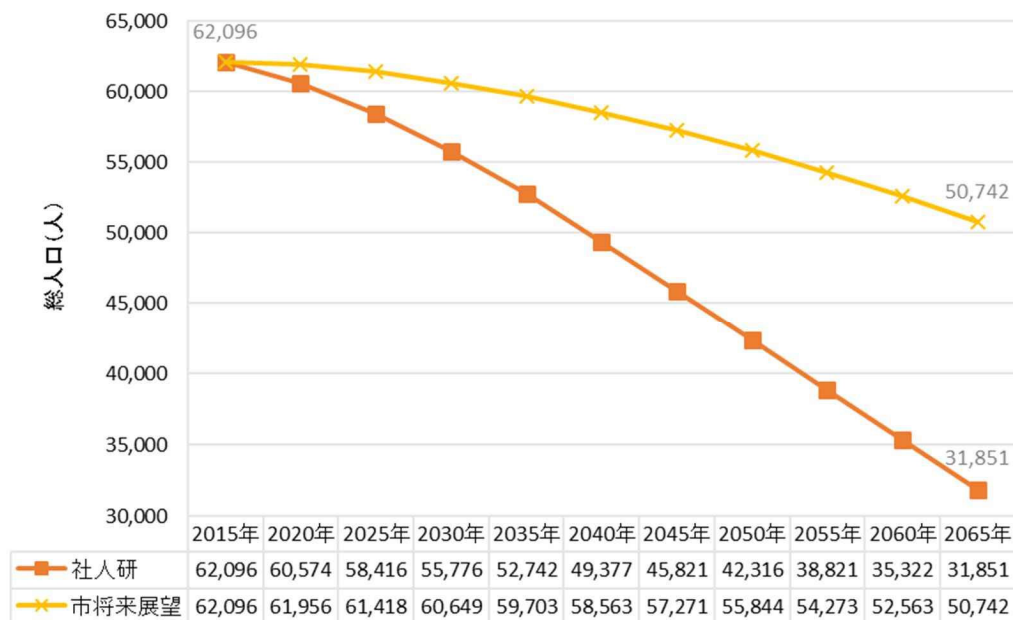
そのため、市第二次総合戦略は、第六次多賀城市総合計画基本構想に定める将来都市像「日々のよろこびふくらむまち 史都 多賀城」実現に当たってのまち・ひと・しごと創生に関する部門におけるアプローチを定めたものとなります。

### 5 人口の現状及び将来の人口展望

まち・ひと・しごと創生は、人口の減少に歯止めをかけることを目標の1つとしており、人口の現状を把握した上で、目指すべき将来の方向性を定め、将来の人口展望を叶えるための施策を立てることとなります。

市第二次総合戦略においては、人口の現状及び将来の人口展望を多賀城市人口ビジョン（平成27（2015）年10月策定、令和2（2020）年5月改訂）を基礎として、策定するものとします。

#### ○多賀城市人口ビジョンに示す人口の現状及び将来の人口展望



※社人研は、「国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」をいいます。

○多賀城市人口ビジョンに示す人口の将来展望を実現するに当たり目指すべき将来の方向性

・住んでよし、訪れてよしの魅力的な都市（交流人口の増加）

仙台市に隣接し、交通の利便性に恵まれ、商業施設も多く立地するなど、職住近接のとても暮らしやすい都市としての魅力をさらに上げます。

特別史跡多賀城政庁跡をはじめとする数多くの歴史遺産を有する歴史のまちとしての魅力をさらに引き上げます。

JR 仙石線多賀城駅北側の市立図書館と書店などが入居する複合施設と国内屈指の音響性能を誇る「音楽ホール」を有する文化センター、東北歴史博物館、そして特別史跡多賀城跡を有機的に結ぶ東北随一の文化交流拠点を核としたまちづくりを進めます。

・進学、就職の希望が実現できる都市（人口流出の抑制）

人口減少に起因する縮減社会にあっても若者が地元で働く意欲と場所が確保されるよう、経営基盤強化や担い手育成、各産業分野の連携など社会情勢や課題に即応した経営支援を進めることで、暮らしを支える農業、商工業、観光業等の各産業分野の活発化を促進します。

さらには、このまちでの新たなビジネス展開や事業拡大、新たな事業者の起業・創業など本市の産業の成長を支え、外からの投資を呼び込む環境づくりを進めます。

また、本市固有の魅力的な資源をいかし、産業観光や体験型観光などをはじめ、付加価値が創造され、経済に波及する仕組みづくりを進めます。

・結婚、出産、子育ての希望が実現できる都市（人口自然増の促進）

安全・安心なまちづくりを進め、安心して暮らせる環境を整えます。

結婚、出産、子育てなど、それぞれのライフステージごとの不安を解消する取組により、若者の希望の実現を支援します。

子育てサポートセンターや保育サービスを充実し、子育てを支援します。

学校・家庭・地域が連携して子どもたちを育む、地域社会の実現を目指します。

## 6 市第二次総合戦略の体系

市第二次総合戦略では、下の表に定める4つの基本目標、2つの横断的な目標を定めます。

これらと第六次多賀城市総合計画前期基本計画の重点テーマや政策・施策・基本事業との関係を表のように整理します。

政策	施策		基本目標1	基本目標2	基本目標3	基本目標4
			地域の特性に応じた生産性の高い地域をつくとともに、安心して働けるようにする	本市への新しいひとの流れをつくる	結婚・出産・子育ての希望をかなえる	ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる
安全安心	1-1 防災・減災対策の推進	1				○
	1-2 防犯対策の推進	1				○
	1-3 安全な消費生活の確保	1				○
	1-4 交通安全対策の推進	1				○
健康福祉	2-1 地域福祉の推進	4	○	○	○	○
	2-2 健康づくりの促進	2			○	○
	2-3 子育て支援の充実	2			○	○
	2-4 高齢者福祉の推進	3	○		○	○
	2-5 障害者(児)福祉の推進	3	○		○	○
	2-6 社会保障等の充実	2			○	○
教育文化	3-1 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上	2			○	○
	3-2 学校教育の充実	2			○	○
	3-3 生涯学習の促進	1				○
	3-4 市民スポーツ社会の促進	1				○
	3-5 文化財の保護と活用	2		○		○
生活環境	4-1 自然と生活環境の調和	1				○
	4-2 循環型社会の促進	1				○
	4-3 良好なまちなみの保全	2		○		○
	4-4 都市インフラの保全	3	○	○		○
産業活気	5-1 農業の振興	3	○	○		○
	5-2 商工業の振興	3	○	○		○
	5-3 地域資源を活用した販売の創出	3	○	○		○
地域創生	6-1 地域経営の振興	4	○	○	○	○
	6-2 多様な主体との連携・協働によるまちづくりの推進	4	○	○	○	○
	6-3 地域資源を活用した市民文化の創造	4	○	○	○	○
行財政経営	7-1 適正な事務の執行と行政サービスの提供	1				○
	7-2 組織・人事マネジメントの推進	2			○	○
	7-3 健全な企業経営の推進	1				○
	7-4 環境変化に対応した行財政経営の推進	3	○	○		○

重点テーマ	横断的な目標
心も暮らしも豊かなみらいをつくるみんなが育つまち	多様な人材の活躍を推進する
震災の経験をいかしみんなの力がつながるまち	新しい時代の流れを力にする
市民の誇りとなる多賀城らしい魅力をたがやすまち	

## 7 目標管理と効果検証

4つの基本目標と基本目標ごとの施策には、数値目標と重要業績評価指標（KPI）を設定する必要があります。これらの指標については、原則として、第六次多賀城市総合計画前期基本計画における施策・基本事業の指標を用いることとします。

効果検証については、行政評価の取組の中で実施していきます。

※横断的な目標に対しては、指標の設定を要しないことから、設定しません。

### 【参考】市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略と市第二次戦略との対応表

市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略 記載事項名称	市第二次総合戦略における名称
基本目標	基本目標
横断的な目標	横断的な目標
基本的方向	施策
具体的な施策	基本事業
基本目標の数値目標	施策の成果指標
具体的な施策の重要業績評価指標（KPI）	基本事業の指標

## 8 市第二次総合戦略とSDGs

国第2期総合戦略では、目指す持続可能なまちづくりや地域活性化が、全世界的に広がるSDGsの理念と方向性が近いことに着目し、SDGsの理念を踏まえた地方創生の推進を掲げています。

第六次多賀城市総合計画前期基本計画においても、同様の考えから、施策に関連するSDGsにおける17の目標を整理し、掲載しています。

こういったことから、市第二次総合戦略の推進においても、第六次多賀城市総合計画前期基本計画で整理したSDGsの17目標を意識しながら、事業を推進するものとしていきます。



<参考・資料編>

○SDGs（持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals）

平成27年度に国際連合で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダで示された令和12（2030）年に向けての具体的行動指針となります。地球上の誰一人として取り残さないことを誓い、全ての国の人々が取り組む事項として設定されています。

- ①持続的な経済成長
  - ②誰一人取り残さない世界の実現
  - ③気候変動対策を中心とする環境保全
- 以上の3つの側面をバランスよく達成することを目指しており、「社会価値」と「経済価値」と双方の拡大を目指すという特徴があります。



国においては、上記アジェンダを受けて、平成28年12月に持続可能な開発目標（SDGs）実施指針を策定しており、地方自治体に対しては、特に地方創生の文脈の中で、同様の取組を求めています。

持続可能な開発目標(SDGs)実施指針の概要

- ビジョン:「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す。」
- 実施原則:①普遍性、②包摂性、③参画型、④統合性、⑤透明性と説明責任
- フォローアップ:2019年までを目処に最初のフォローアップを実施。

【8つの優先課題と具体的施策】

<p>①あらゆる人々の活躍の推進</p> <p>■一億総活躍社会の実現 ■女性活躍の推進 ■子供の貧困対策 ■障害者の自立と社会参加支援 ■教育の充実</p>	<p>②健康・長寿の達成</p> <p>■薬剤耐性対策 ■途上国の感染症対策や保健システム強化、公衆衛生危機への対応 ■アジアの高齢化への対応</p>
<p>③成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション</p> <p>■有望市場の創出 ■農山漁村の振興 ■生産性向上 ■科学技術イノベーション ■持続可能な都市</p>	<p>④持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備</p> <p>■国土強靱化の推進・防災 ■水資源開発・水循環の取組 ■質の高いインフラ投資の推進</p>
<p>⑤省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会</p> <p>■省・再生可能エネルギーの導入・国際展開の推進 ■気候変動対策 ■循環型社会の構築</p>	<p>⑥生物多様性、森林、海洋等の環境の保全</p> <p>■環境汚染への対応 ■生物多様性の保全 ■持続可能な森林・海洋・陸上資源</p>
<p>⑦平和と安全・安心社会の実現</p> <p>■組織犯罪・人身取引・児童虐待等の対策推進 ■平和構築・復興支援 ■法の支配の促進</p>	<p>⑧SDGs実施推進の体制と手段</p> <p>■マルチステークホルダーパートナーシップ ■国際協力におけるSDGsの主流化 ■途上国のSDGs実施体制支援</p>

（首相官邸公表資料から）

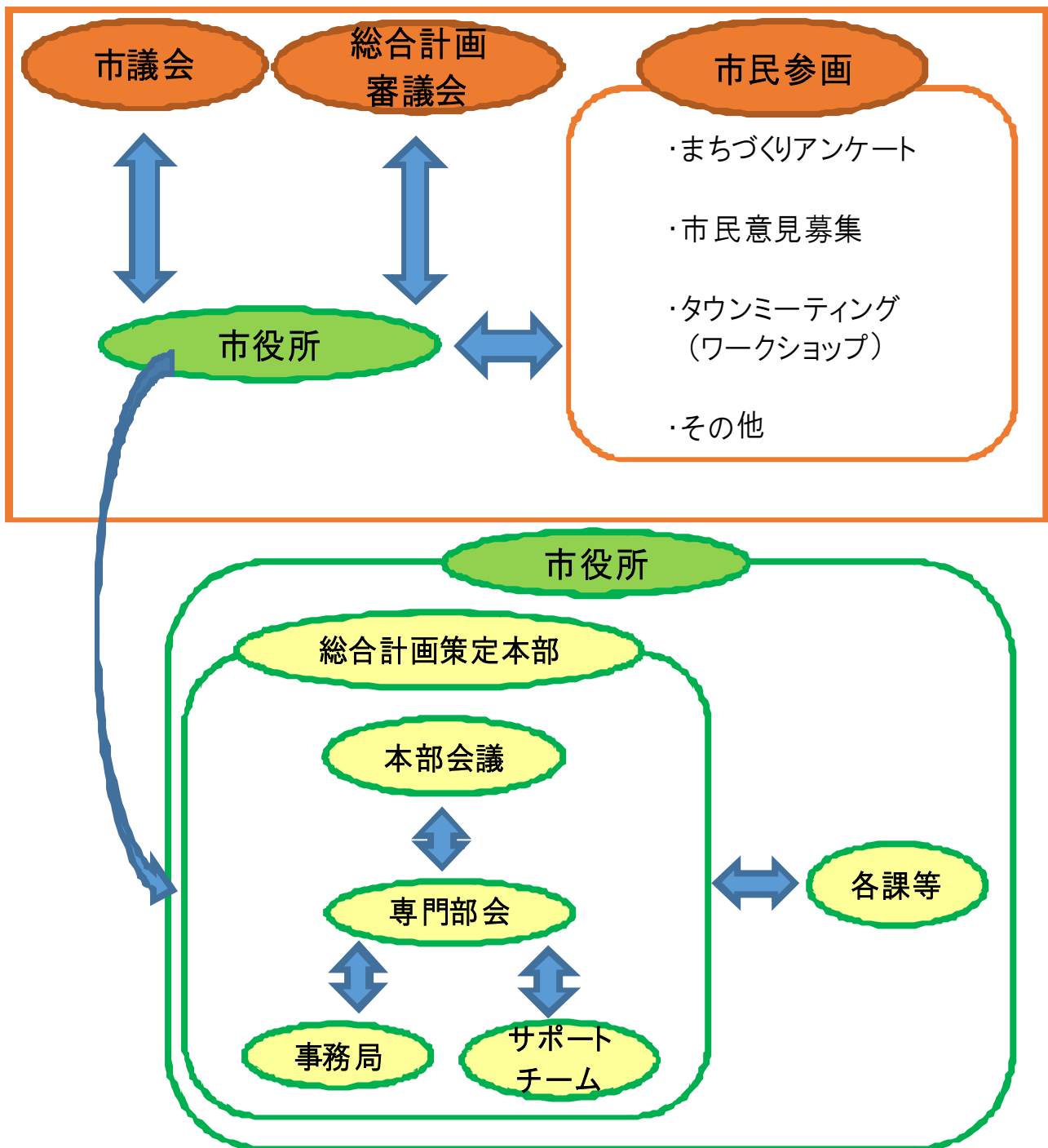
この実施指針を受け、第六次多賀城市総合計画前期基本計画の施策とSDGs 17のゴールとの関係性を、次のとおり整理します。施策別計画においても、施策ごとに関連性をマークにより示しています。



## 〇施策とSDGs 17のゴールとの関係性一覧

取組	施策	SDGs 17のゴール																
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
安全安心	1-1 防災・減災対策の推進											○						○
	1-2 防犯対策の推進											○					○	○
	1-3 安全な消費生活の確保											○					○	○
	1-4 交通安全対策の推進											○					○	○
健康福祉	2-1 地域福祉の推進	○	○	○		○											○	○
	2-2 健康づくりの促進		○	○	○												○	○
	2-3 子育て支援の充実	○	○	○	○	○						○					○	○
	2-4 高齢者福祉の推進			○								○					○	○
	2-5 障害者(児)福祉の推進			○								○					○	○
	2-6 社会保障等の充実	○	○	○	○			○			○						○	○
教育文化	3-1 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上				○													○
	3-2 学校教育の充実	○		○	○	○					○						○	○
	3-3 生涯学習の促進				○													○
	3-4 市民スポーツ社会の促進			○	○													○
	3-5 文化財の保護と活用				○													○
生活環境	4-1 自然と生活環境の調和			○	○		○	○				○		○	○	○		○
	4-2 循環型社会の促進								○		○	○						○
	4-3 良好なまちなみの保全			○					○		○		○		○			○
	4-4 都市インフラの保全			○			○		○		○		○	○	○	○		○
産業活気	5-1 農業の振興		○									○				○		○
	5-2 商工業の振興							○	○			○						○
	5-3 地域資源を活用した賑わいの創出							○	○			○						○
地域創生	6-1 地域経営の振興	○	○	○	○						○							○
	6-2 多様な主体との連携・協働によるまちづくりの推進	○	○	○	○						○							○
	6-3 地域資源を活用した市民文化の創造										○							○
行財政経営	7-1 適正な事務の執行と行政サービスの提供										○							○
	7-2 組織・人事マネジメントの推進			○		○												○
	7-3 健全な企業経営の推進										○							○
	7-4 環境変化に対応した行財政経営の推進										○							○
		6	5	14	11	6	2	1	4	6	6	14	4	3	2	4	10	29

- 策定体制・策定経過
  - (1) 策定体制



※各会議等の構成員

総合計画審議会（外部）	学識経験者、市民委員、公共的団体の職員
行政経営会議	市長、副市長、教育長、部長等
行政経営会議調整会議	市長公室長、市長公室長補佐（行政経営担当及び財政経営担当）、次長等
総合計画策定本部本部会議	市長、副市長、教育長、部長等
総合計画策定本部本部専門部会	市長公室長、市長公室長補佐（行政経営担当及び財政経営担当）次長等
総合計画策定本部サポートチーム	中堅・若手職員

(2) 策定経過一覧

年	日程	実施事項・会議名等	内容
平成30年	11月5日	行政経営会議 (平成30年度第9回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第六次多賀城市総合計画策定決定</li> <li>・多賀城市総合計画策定条例策定決定</li> <li>・第六次多賀城市総合計画の策定方針決定</li> <li>・総合計画策定本部の設置</li> </ul>
	11月27日	市議会全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・策定条例の内容や総合計画の策定方針を説明</li> </ul>
	12月11日	市議会定例会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多賀城市総合計画策定条例の議案提案、議決⇒同日付条例公布</li> </ul>
平成31年 令和元年	5月13日	行政経営会議 (平成31年度第2回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定に係る具体的な進め方</li> <li>・基本構想に盛り込む内容の決定</li> <li>・公共施設等のあり方等を行政経営会議調整会議での調整決定</li> </ul>
	5月～10月	タウンミーティング(市民ワークショップ6回、広聴活動4回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画策定本部サポートチームを中心に、市民等から「私らしく暮らせるまち多賀城」「みらいに残したい多賀城の良いところ」を伺い、まちのあるべき姿と進むべき方向性を検討</li> </ul>
	5月28日	市議会全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・策定スケジュール等を説明</li> </ul>
	7月～12月	行政経営会議調整会議(4回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本構想素案(公共施設等のあり方)の掲載内容調整</li> </ul>
	8月28日	総合計画策定本部専門部会 (平成31年度第1回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タウンミーティングを含む策定経過の報告</li> </ul>
	9月17日	総合計画策定本部本部会議 (平成31年度第1回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タウンミーティングを含む策定経過の報告</li> </ul>
	10月～12月	土地利用のあり方関係各課意見交換会(3回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本構想素案(土地利用のあり方)の掲載内容調整</li> </ul>
	10月16日	総合計画策定本部専門部会 (平成31年度第2回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タウンミーティングを含む策定経過の報告</li> </ul>
	10月21日	総合計画策定本部本部会議 (平成31年度第2回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タウンミーティングを含む策定経過の報告</li> </ul>
	10月28日	総合計画審議会 (平成31年度第1回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・策定方針、タウンミーティングを含む策定経過、第五次多賀城市総合計画後期基本計画の成果達成状況の報告</li> </ul>
	11月18日	総合計画策定本部本部会議 (平成31年度第3回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タウンミーティングを含む策定経過報告</li> <li>・将来都市像及び重点テーマの方向性確認</li> </ul>
	11月25日	市議会全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タウンミーティングを含む策定経過報告</li> <li>・基本構想中間案(将来都市像、重点テーマ)の提示</li> </ul>
	12月20日	総合計画策定本部専門部会 (平成31年度第3回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本構想素案(将来都市像、重点テーマ)の調査審議</li> </ul>
12月23日	総合計画策定本部本部会議 (平成31年度第4回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本構想素案(将来都市像メインフレーズ、重点テーマ)の決定</li> </ul>	

年	日程	実施事項・会議名等	内容
令和2年	1月15日	総合計画策定本部専門部会 (平成31年度第4回)	・基本構想素案(将来都市像vision、重点テーマ、土地利用のあり方)及び基本構想骨子案(政策体系)調査審議
	1月20日	行政経営会議 (平成31年度第19回)	・基本構想素案(公共施設等のあり方)の決定
	1月20日	総合計画策定本部本部会議 (平成31年度第5回)	・基本構想素案(将来都市像vision、重点テーマ)決定 ・基本構想素案(土地利用のあり方)方向性決定 ・基本構想骨子案(政策体系)中間報告
	1月22日	総合計画審議会 (平成31年度第2回)	・基本構想素案中間案の提示
	1月23日	市議会全員協議会	・基本構想素案中間案の提示
	1月28日	総合教育会議 (平成31年度第2回)	・基本構想素案中間案の提示 ・第五次多賀城市総合計画後期基本計画の成果達成状況の報告
	2月6日	総合計画策定本部専門部会 (平成31年度第5回)	・基本構想素案(将来都市像キャッチコピー、土地利用のあり方、政策体系)、基本構想序論素案調査審議
	3月13日	総合計画策定本部専門部会 (平成31年度第6回)	・基本構想素案(全体)、基本構想序論素案、施策・基本事業体系骨子案調査審議
	3月16日	総合計画策定本部本部会議 (平成31年度第6回)	・基本構想素案(全体)決定 ・施策・基本事業体系骨子案中間報告
	3月19日	総合計画審議会 (平成31年度第3回)	・基本構想の諮問
	3月24日	市議会全員協議会	・基本構想諮問案(全体)の提示
	3月23日～ 4月10日	市民意見募集 (基本構想)	・基本構想案への意見募集 ・提出意見0件
	4月22日	総合計画審議会 (令和2年度第1回)	・基本構想の答申
	5月8日	総合計画策定本部専門部会 (令和2年度第1回)	・基本構想案内容確認 ・施策・基本事業体系骨子案調査審議
	5月11日	総合計画策定本部本部会議 (令和2年度第1回)	・答申内容確認、基本構想内容確認
	5月20日	市議会全員協議会	・基本構想素案提示
	5月25日	総合計画策定本部専門部会 (令和2年度第2回)	・基本構想議案内容確認
	5月25日	総合計画策定本部本部会議 (令和2年度第2回)	・基本構想案決定
6月23日	基本構想議決	・令和2年第2回市議会定例会に提案し、賛成多数で議決	

日程	実施事項・会議名等	内容	
令和2年	7月7日	総合計画策定本部専門部会 (令和2年度第3回)	・施策・基本事業の体系、指標に関する現状及び調整事項の確認
	8月5日	総合計画策定本部専門部会 (令和2年度第4回)	・施策・基本事業の体系と指標確認
	8月17日	総合計画策定本部本部会議 (令和2年度第3回)	・施策・基本事業の体系と指標確認
	9月2日	総合計画審議会 (令和2年度第2回)	・基本構想決定内容提示 ・前期基本計画策定に係る意見交換
	10月13日	総合計画策定本部専門部会 (令和2年度第5回)	・施策・基本事業体系と指標確認 ・市民アンケート、職員アンケート内容確認
	10月19日	総合計画策定本部本部会議 (令和2年度第4回)	・施策・基本事業体系と指標確認 ・市民アンケート、職員アンケート内容確認
	10月30日	総合計画策定本部専門部会 (令和2年度第6回)	・施策・基本事業体系と指標確認 ・行政評価システム改修内容確認
	11月9日	総合計画策定本部本部会議 (令和2年度第5回)	・施策・基本事業体系と指標確認 ・行政評価システム改修内容確認
	11月17日	市議会全員協議会	・前期基本計画中間案提示 ・第五次総合計画検証結果提示
	11月25日	総合計画審議会 (令和2年度第3回)	・前期基本計画中間案提示 ・第五次総合計画検証結果提示
	11月30日	総合計画策定本部専門部会 (令和2年度第7回)	・指標確認 ・諮問案確認
	12月10日	総合計画策定本部本部会議 (令和2年度第6回)	・指標確認 ・諮問案確認
	12月21日～ 1月4日	市民意見募集 (前期基本計画)	・前期基本計画案への意見募集 ・提出意見9件(3人の方から)
12月22日	総合計画審議会 (令和2年度第4回)	・前期基本計画諮問	
令和3年	1月6日	総合計画審議会 (令和2年度第5回)	・前期基本計画答申
	1月8日	総合計画策定本部専門部会 (令和2年度第8回)	・前期基本計画最終案内容確認
	1月12日	総合計画策定本部本部会議 (令和2年度第7回)	・前期基本計画最終案決定
	1月20日	市議会全員協議会	・前期基本計画最終案提示
	1月27日～ 2月4日	意見聴取(金言労)	・金(七十七銀行)言(FM仙台)労(宮城県連合会塩釜地域協議会)に対して意見聴取手続きを実施(いずれも意見なし)
	2月4日	シンポジウム公開収録	・パネルディスカッション ・第六次多賀城市総合計画将来都市像ロゴマーク公開(多賀城駅北ビルA棟1階)
	3月	総合計画広報周知	・概要版(絵本、シンポジウム)配布 ・シンポジウム動画公開 ・第六次多賀城市総合計画将来都市像ロゴマーク公表

※当該会議の外に、職員説明会、第五次多賀城市総合計画の振り返りヒアリング等も実施している。



第六次多賀城市総合計画  
基本構想  
(抜粋)

多賀城市  
令和2年5月



## 第 2 章 将来都市像

令和 1 2 ( 2 0 3 0 ) 年度を目標年度とする本市の将来都市像 ( 多賀  
城市総合計画策定条例 ( 平成 3 0 年多賀城市条例第 2 9 号 ) 第 2 条第 2  
号の将来都市像をいう。 ) を次のとおり定めます。

### 1 メインフレーズ

日々のよろこびふくらむまち 史都 多賀城

自然、歴史、文化、そして温かな人の輪に囲まれ、何気ない日々の中  
に、多賀城ならではの心豊かな喜びや幸せが感じられる、そんな暮  
らしを送ることのできる未来の多賀城を、私たちはみんなで協力し合  
って創ります。

### 第 3 章 重点テーマ

将来都市像実現に向けて戦略的、横断的に実施する大きなまちづくりの方向性となる3つの重点テーマを次のとおり定めます。

- 心も暮らしも豊かなみらいをつくるみんなが育つまち
- 震災の経験をいかしみんなの力がつながるまち
- 市民の誇りとなる多賀城らしい魅力をたがやすまち

## 第5章 政策体系・政策大綱

将来都市像の実現に向けたまちづくりの体系及び方向性として、政策体系及び政策大綱を次のとおり定めます。

### 1 政策体系

- 政策1 みんなの力で減災 安全で安心して暮らせるまちづくり（安全安心）
- 政策2 健やかで優しい 支え合いのあるまちづくり（健康福祉）
- 政策3 夢と希望が輝く 誰もが成長できるまちづくり（教育文化）
- 政策4 都市と自然の環境調和 快適で潤いのあるまちづくり（生活環境）
- 政策5 地域の資源と知恵をいかす 活気あふれるまちづくり（産業活気）
- 政策6 地域の未来を共に創る 絆と誇りを築くまちづくり（地域創生）
- 政策7 縮減社会への対応 持続可能な行財政経営（行財政経営）

# 多賀城市人口ビジョン

(平成27年10月策定、  
令和2年5月改訂版)  
(概要版)

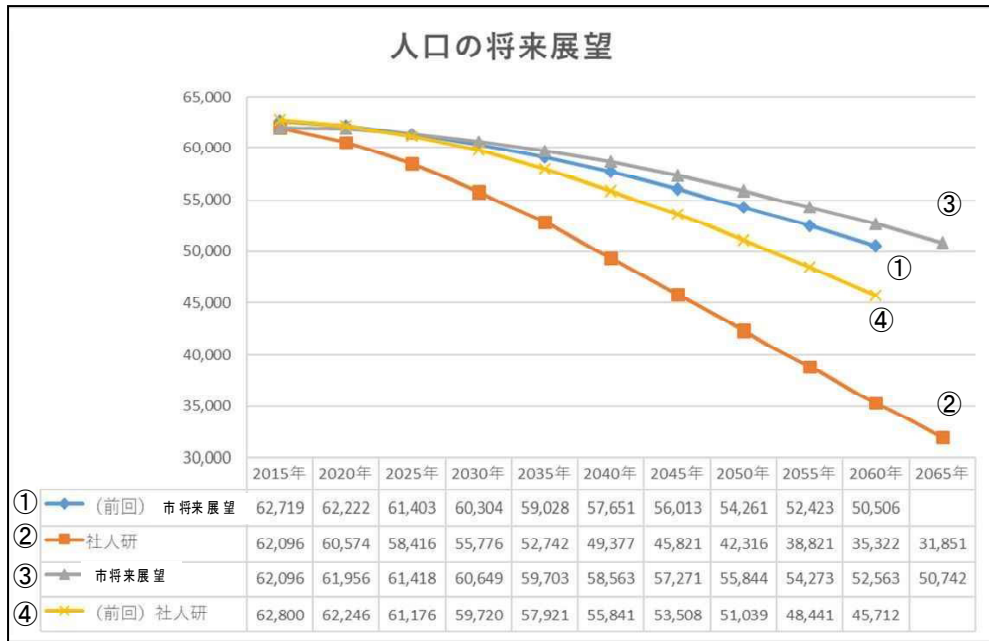
## 国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」とは

- 平成26年12月当初制定、5年経過を受けて、令和元年12月改訂
- 我が国は、平成20(2008)年をピークに人口減少局面に入っている。
- 人口減少による消費・経済力の低下は、日本の経済社会に対して大きな重荷となる。
- まち・ひと・しごと創生は、人口減少克服と地方創生をあわせて行うことにより、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目指すためのものとして制定。

## 「多賀城市人口ビジョン」とは

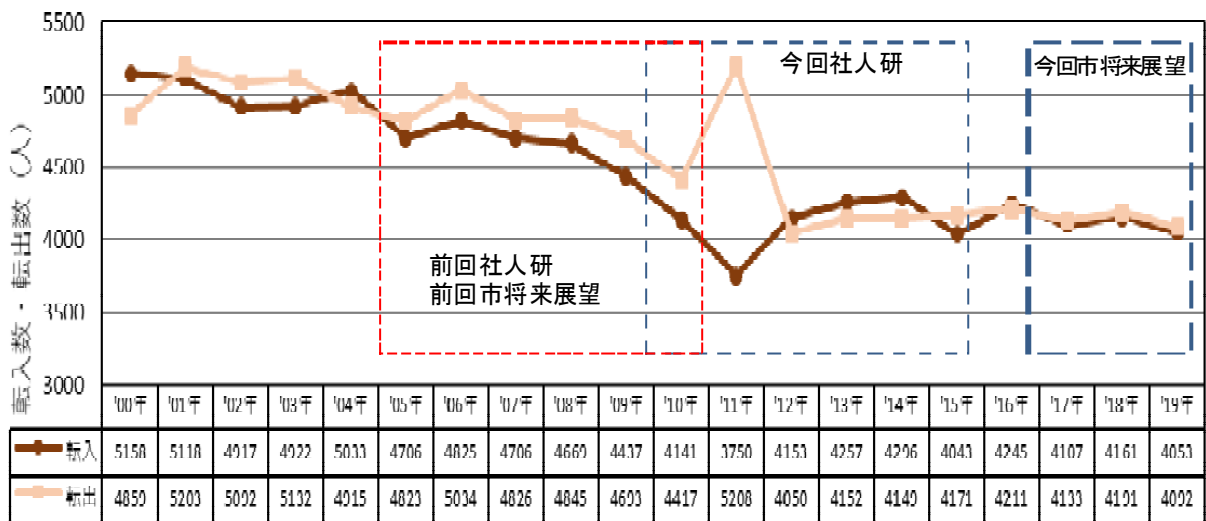
- 平成27年10月当初制定
- 国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を受け、地方で制定するもの
- 各地方公共団体における人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、人口減少に適応した「今後目指すべき将来の方向」と「人口の将来展望」を提示するもの
- 人口現状の分析に当たっては、国立社会保障・人口問題研究所において、全国的に統一的な観点から推計を行っている「日本の地域別 将来推計人口」を基にする必要あり

## <人口の将来展望の比較>



※社人研と表記のあるグラフとは「国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口」をいいます。

## <参考> 転入転出推移(社会増減)



※「国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」では、東日本大震災のあった平成23年(2011年)の転入転出数を加味した推計となっています。  
 ※市独自推計は、震災影響の落ち着いた平成29年(2017年)から平成31年(2019年)までの転入転出数を基に算出しています。

## 推計の結果から

- 更新したデータに基づき、
- 東日本大震災と本市地方創生の取組による影響を勘案した上で分析



- 当初想定していた人口推移とほぼ異なる。
- そのため、目指すべき将来の方向性は大きな変更の必要性なし

※国も、統計データなどの時点修正が中心であり、基本的には大きな変更を行っていないため、時点修正となっている。

## 改訂による変更点① 人口の現状分析

令和2年5月改訂	平成27年10月当初策定
平成27(2015)年の国勢調査など 【時点修正】	平成22(2010)年の国勢調査など



### 令和2年5月改訂版における現状分析のポイント

- 平成23(2011)年の震災を契機に人の流れに変動あり  
※震災影響として、震災による転出のほか、住宅再建による転入が数値として表れている。
- 平成27(2015)年以降は、震災影響の落ち着きや地方創生の取組の影響から転出超過がそれまでに比べて極めてゆるやかとなる。
- 近隣自治体における宅地開発等の動きが、転入転出に大きく影響

## 改訂による変更点② 社人研推計

令和2年5月改訂	平成27年10月当初策定
<p>&lt;出生の仮定&gt; 0-4歳の人口(男女計)を、15-49歳女性人口で割った値が維持されるものと仮定 【変更なし】</p> <p>&lt;死亡の仮定&gt; 全国、県、市の生残率の比から算出 【時点修正】</p> <p>&lt;移動の仮定&gt; ①平成22(2010)年～平成27(2015)年の国勢調査(実績値)ベース ②純移動率が、令和22(2040)年以降も継続(転出超過維持)すると仮定 【大きく変更あり】</p>	<p>&lt;出生の仮定&gt; 0-4歳の人口(男女計)を、15-49歳女性人口で割った値が維持されるものと仮定</p> <p>&lt;死亡の仮定&gt; 全国、県、市の生残率の比から算出</p> <p>&lt;移動の仮定&gt; ①平成17(2005)年～平成22(2010)年の国勢調査(実績値)ベース ②純移動率が平成27(2015)年～令和2(2020)年までに定率で0.5倍に縮小(転出超過抑制)し、その後はその値を令和17(2035)年～令和22(2040)年まで一定と仮定</p>

## 改訂による変更点③ 人口の将来展望

令和2年5月改訂	平成27年10月当初策定
<p>&lt;出生の仮定&gt; 国の長期ビジョンにおける合計特殊出生率の目標に基づき令和22(2040)年において2.07を達成 【時点修正】</p> <p>&lt;死亡の仮定&gt; 社人研に同じ 【時点修正】</p> <p>&lt;移動の仮定&gt; ①平成29(2017)年～平成31(2019)年の人口動態及び世帯数調査(実績値)ベース ②平成29(2017)年～平成31(2019)年の移動数から算出した純移動率が今後とも続くと仮定し推計 【震災影響排除・実績優先】</p>	<p>&lt;出生の仮定&gt; 国の長期ビジョンにおける合計特殊出生率の目標に基づき令和22(2040)年において2.07を達成</p> <p>&lt;死亡の仮定&gt; 社人研に同じ</p> <p>&lt;移動の仮定&gt; ①平成17(2005)年～平成22(2010)年の国勢調査(実績値)ベース ②純移動率が平成27(2015)年～令和2(2020)年までに定率で0.5倍に縮小(転出超過抑制)し、その後はその値を令和17(2035)年～令和22(2040)年まで一定と仮定 (平成26年社人研推計準拠)</p>



## 改訂による変更点④ 目指すべき将来の方向性

令和2年5月改訂	平成27年10月当初策定
住んでよし、訪れてよしの魅力的な都市(交流人口の増加)	住んでよし、訪れてよしの魅力的な都市(交流人口の増加)
進学、就職の希望が実現できる都市(人口流出の抑制)	進学、就職の希望が実現できる都市(人口流出の抑制)
結婚、出産、子育ての希望が実現できる都市(人口自然増の促進)	結婚、出産、子育ての希望が実現できる都市(人口自然増の促進)
【変更なし】	



# 第六次多賀城市総合計画

## 前期基本計画

令和3（2021）年度～令和7（2025）年度

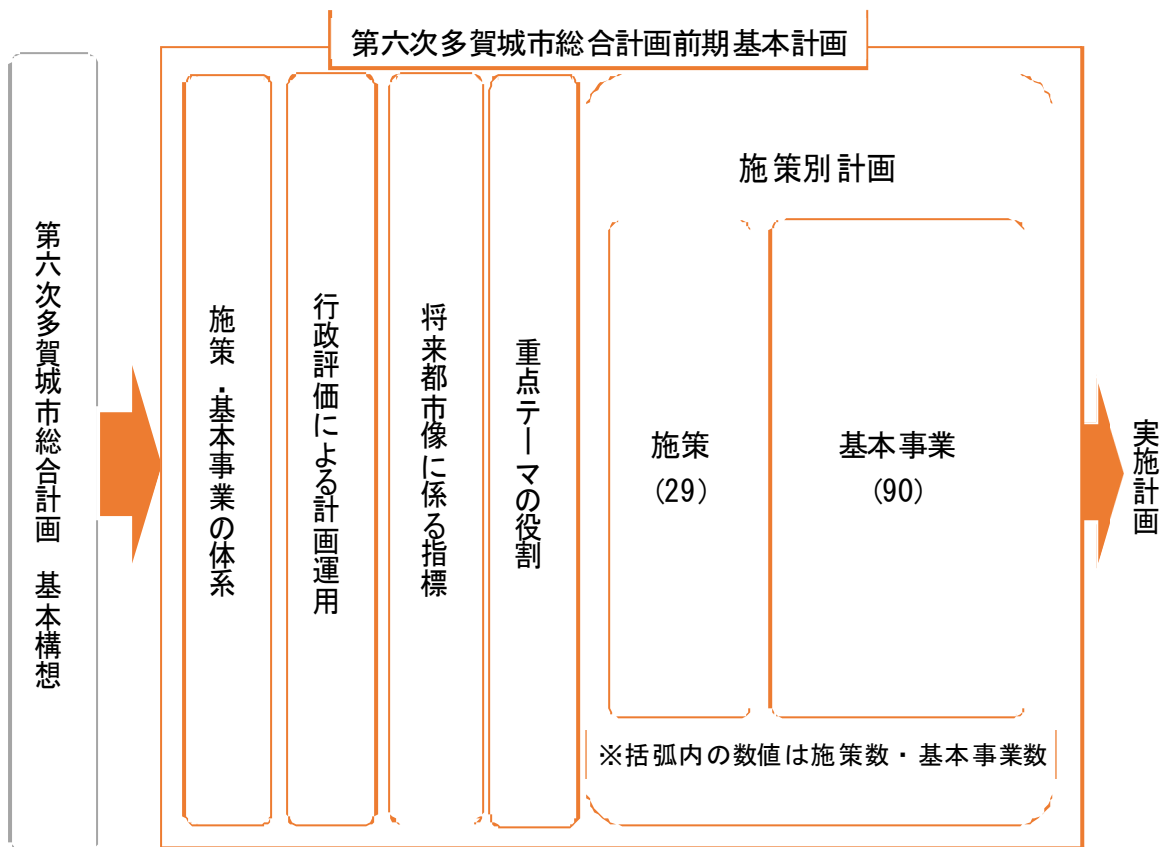
令和3年2月

多賀城市

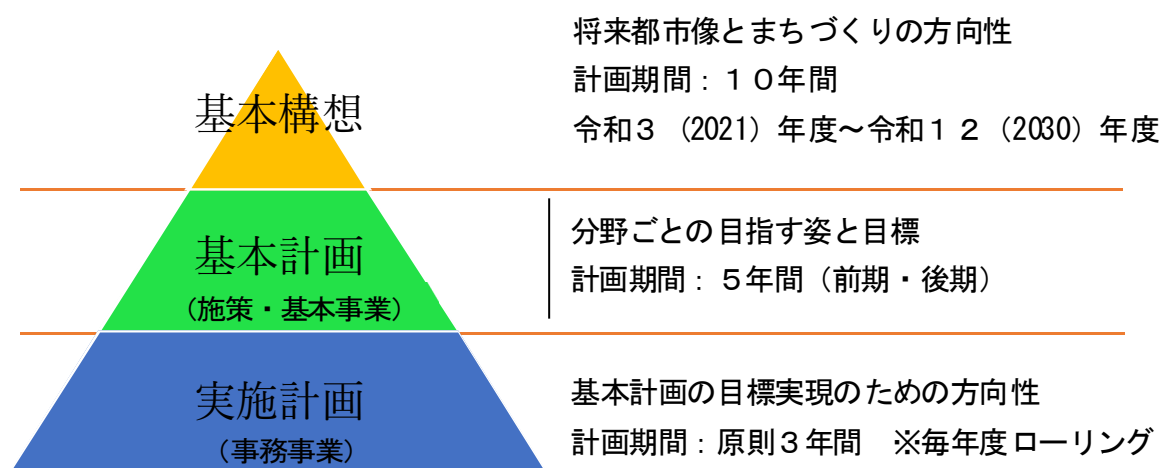


# 1 第六次多賀城市総合計画前期基本計画の構成

第六次多賀城市総合計画基本構想に基づき推進する「前期基本計画」の構成は、次のとおりです。



## 第六次多賀城市総合計画の構成と期間【基本構想序論から再掲】



## 2 施策・基本事業の体系

第六次多賀城市総合計画基本構想に掲げる将来都市像を実現するため、第六次多賀城市総合計画前期基本計画に次のとおり施策・基本事業を定めます。

なお、社会情勢や国の制度の大きな変化に適切かつ柔軟に対応していくため、計画期間の途中において、当該変化に対応した基本事業の追加を行うことができるものとします。

政策	施策	基本事業
政策1	みんなの力で減災 安全で安心に暮らせるまちづくり（安全安心）	
	1-1 防災・減災対策の推進	1-1-1 地域防災力の促進（自助・共助） 1-1-2 公的機関防災体制の確保（公助） 1-1-3 災害経験の伝承
	1-2 防犯対策の推進	1-2-1 地域ぐるみでの防犯体制の促進 1-2-2 防犯機能を有する施設・設備の保全と整備
	1-3 安全な消費生活の確保	1-3-1 消費生活情報の発信 1-3-2 消費生活相談の推進
	1-4 交通安全対策の推進	1-4-1 交通安全情報の発信 1-4-2 交通安全環境の保全と整備

政策	施策	基本事業
政策2	健やかで優しい 支え合いのあるまちづくり（健康福祉）	
	2-1 地域福祉の推進	2-1-1 地域福祉意識の醸成と多様な担い手の育成支援 2-1-2 地域で見守り合う仕組みづくり
	2-2 健康づくりの促進	2-2-1 生活習慣の改善 2-2-2 疾病予防・早期発見・早期治療等の推進 2-2-3 母子保健の充実
	2-3 子育て支援の充実	2-3-1 親子の健やかな育ちの支援 2-3-2 地域における子ども・子育て支援の充実 2-3-3 安定した保育の提供 2-3-4 子育ての経済的負担の軽減
	2-4 高齢者福祉の推進	2-4-1 生きがい活動の推進 2-4-2 介護予防の推進 2-4-3 日常生活の支援 2-4-4 地域包括ケアの充実 2-4-5 認知症対策の推進
	2-5 障害者（児）福祉の推進	2-5-1 自立支援の推進 2-5-2 地域生活支援事業の利用促進 2-5-3 児童発達支援の推進 2-5-4 各種手当・医療費等助成の給付
	2-6 社会保障等の充実	2-6-1 保険制度の適正な運営 2-6-2 生活保護受給者（世帯）への自立支援 2-6-3 公営住宅の適正な運営 2-6-4 生活困窮者への自立支援 2-6-5 介護保険サービスの適切な利用

政策	施策	基本事業
政策3	夢と希望が輝く 誰もが成長できるまちづくり（教育文化）	
	3-1 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上	3-1-1 学校・家庭・地域の教育連携・協働の推進 3-1-2 青少年の健全育成
	3-2 学校教育の充実	3-2-1 確かな学力の育成 3-2-2 豊かな心の育成 3-2-3 健やかな体の育成 3-2-4 教育環境の保全と運営
	3-3 生涯学習の促進	3-3-1 学びと発揮の機会の確保 3-3-2 文化芸術の振興 3-3-3 生涯学習施設の保全と運営
	3-4 市民スポーツ社会の促進	3-4-1 スポーツ機会の確保 3-4-2 社会体育施設等の保全と運営
	3-5 文化財の保護と活用	3-5-1 文化財の調査・保存の推進 3-5-2 文化財の活用促進 3-5-3 文化財の普及啓発

政策	施策	基本事業
政策4	都市と自然の環境調和 快適で潤いのあるまちづくり（生活環境）	
	4-1 自然と生活環境の調和	4-1-1 環境啓発の推進 4-1-2 生活公害等の抑制 4-1-3 水質環境等の向上
	4-2 循環型社会の促進	4-2-1 ごみの適切な処理 4-2-2 再資源化等の促進
	4-3 良好なまちなみの保全	4-3-1 住環境づくりの推進 4-3-2 公園の保全と整備 4-3-3 都市景観と都市施設の保全
	4-4 都市インフラの保全	4-4-1 都市計画の推進 4-4-2 道路の保全と整備 4-4-3 雨水施設の保全と整備 4-4-4 水道水の安全で安定的な供給 4-4-5 生活交通ネットワークの保全

政策	施策	基本事業	
政策5	地域の資源と知恵をいかす	活気あふれるまちづくり（産業活気）	
		5-1 農業の振興	5-1-1 農地の保全
			5-1-2 農業経営基盤の強化
			5-1-3 農業担い手の育成支援
		5-2 商工業の振興	5-2-1 地域商業の活性化
			5-2-2 商工業経営力の向上
			5-2-3 起業・挑戦の促進
			5-2-4 就労環境向上の促進
		5-3 地域資源を活用した賑わいの創出	5-3-1 観光受入体制の構築
			5-3-2 地域資源の付加価値創造
政策6	地域の未来を共に創る	絆と誇りを築くまちづくり（地域創生）	
		6-1 地域経営の振興	6-1-1 地域経営の基盤構築
			6-1-2 自治会・町内会活動の促進
		6-2 多様な主体との連携・協働によるまちづくりの推進	6-2-1 市民活動・ボランティア活動の支援
			6-2-2 共生社会の推進
			6-2-3 職員の協働実践意識の醸成
		6-3 地域資源を活用した市民文化の創造	6-3-1 まちの魅力発見の推進
			6-3-2 まちづくり情報の共有と発信
			6-3-3 ふれあい交流の促進
		政策7	縮減社会への対応
7-1 適正な事務の執行と行政サービスの提供	7-1-1 適正な契約事務の執行		
	7-1-2 適正な会計事務の執行		
	7-1-3 適正な選挙事務の執行		
	7-1-4 公正な監査事務の執行		
	7-1-5 保有情報の適正な管理		
7-2 組織・人事マネジメントの推進	7-2-1 人材の育成		
	7-2-2 組織力の向上と適正な人事管理		
	7-2-3 安全・安心に働ける環境の確保		
7-3 健全な企業経営の推進	7-3-1 健全な水道事業経営の維持		
	7-3-2 健全な下水道事業経営の維持		
7-4 環境変化に対応した行財政経営の推進	7-4-1 行政評価による事業のマネジメント		
	7-4-2 健全な財政の維持		
	7-4-3 市有財産の保全と積極活用		
	7-4-4 ICT等の積極活用による効率化の推進		



### 3 行政評価による計画の運用

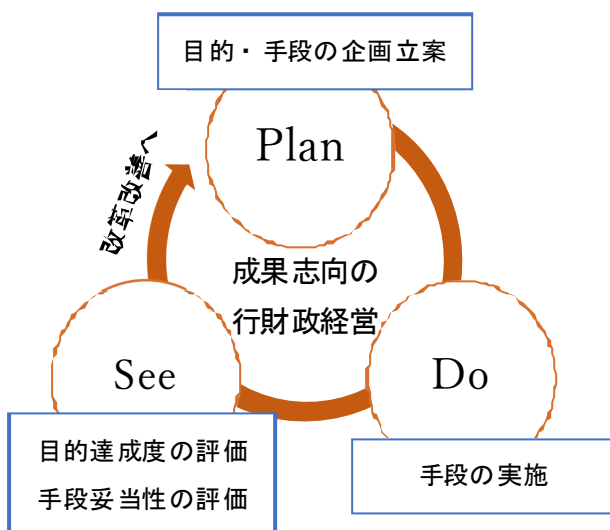
計画の進行管理を行う仕組みとして、行政評価を運用し、将来都市像の実現を目指します。

#### (1) 行政評価とは

「行政の活動を数値により客観的に評価し、その評価結果を行政活動に反映させる仕組み」をいいます。

数値によって、計画の進行管理と成果状況の評価を行い、その評価結果に基づいて改善につなげるという、行財政経営における「PDS（企画立案－実施－評価）マネジメントサイクル」の役割を担っています。

#### ○PDSマネジメントサイクル

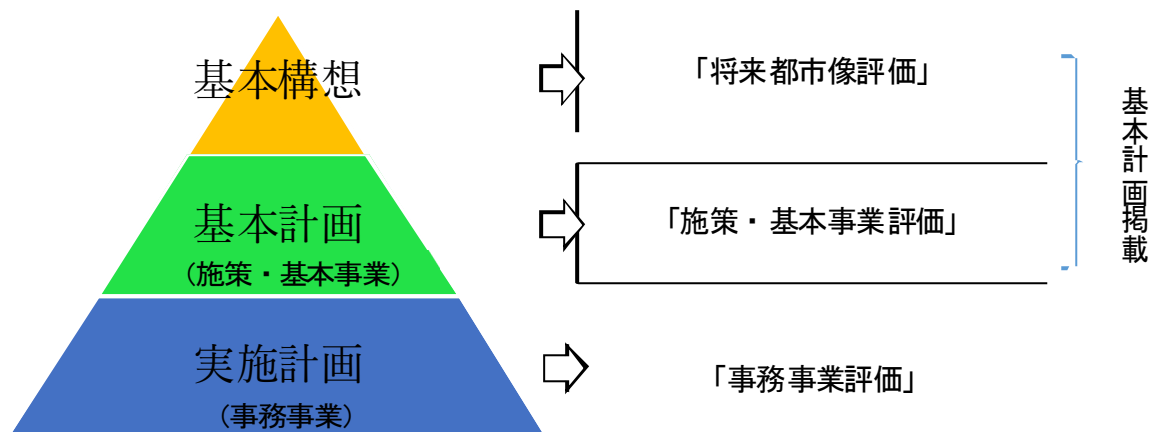


## (2) 行政評価の体系

本市では、行政評価を、次の3つに体系化し、実施します。

- ア 「将来都市像評価」 まちづくり全体を評価
- イ 「施策・基本事業評価」 基本計画と連動した施策・基本事業を評価
- ウ 「事務事業評価」 施策・基本事業を実現するための個々の手段を評価

### ○行政評価の体系



※この行政評価の結果については、毎年度市民のみなさんに公表し、共有します。

## (3) 行政評価運用による効果

具体的には、次の効果を見込んでいます。

- ア 目的と成果の見える化
- イ 計画の進捗管理
- ウ 立証に基づく政策立案（EBPM）
- エ 市民への説明責任の確保
- オ 行財政経営資源の効果的な配分

※EBPM（Evidence-Based Policy Making）とは

行政目的実現のための行政活動の方針や方策となる政策について、目的・意図の実現に対する必要性や効率性を、データなどの厳格に立証された客観的な証拠によって把握・検証し、計画的に立案を進めていくという行政活動の考え方をいいます。

#### 4 将来都市像に係る指標

まちづくり全体を評価するに当たり、指標を定めます。

指標名	区分	前期 基準値	前期 目標値	取得
このまちに住み続けたいと思う市民割合	成果 指標	71.8% (R2)	↗	市民 アンケート

※（ ）は取得年度を示しています。

#### 5 重点テーマの役割

第六次多賀城市総合計画基本構想において、将来都市像実現に向けて戦略的、横断的に実施する大きなまちづくりの方向性として3つの重点テーマを次のとおり定めています。

- 心も暮らしも豊かなみらいをつくるみんなが育つまち
- 震災の経験をいかしみんなの力がつながるまち
- 市民の誇りとなる多賀城らしい魅力をたがやすまち

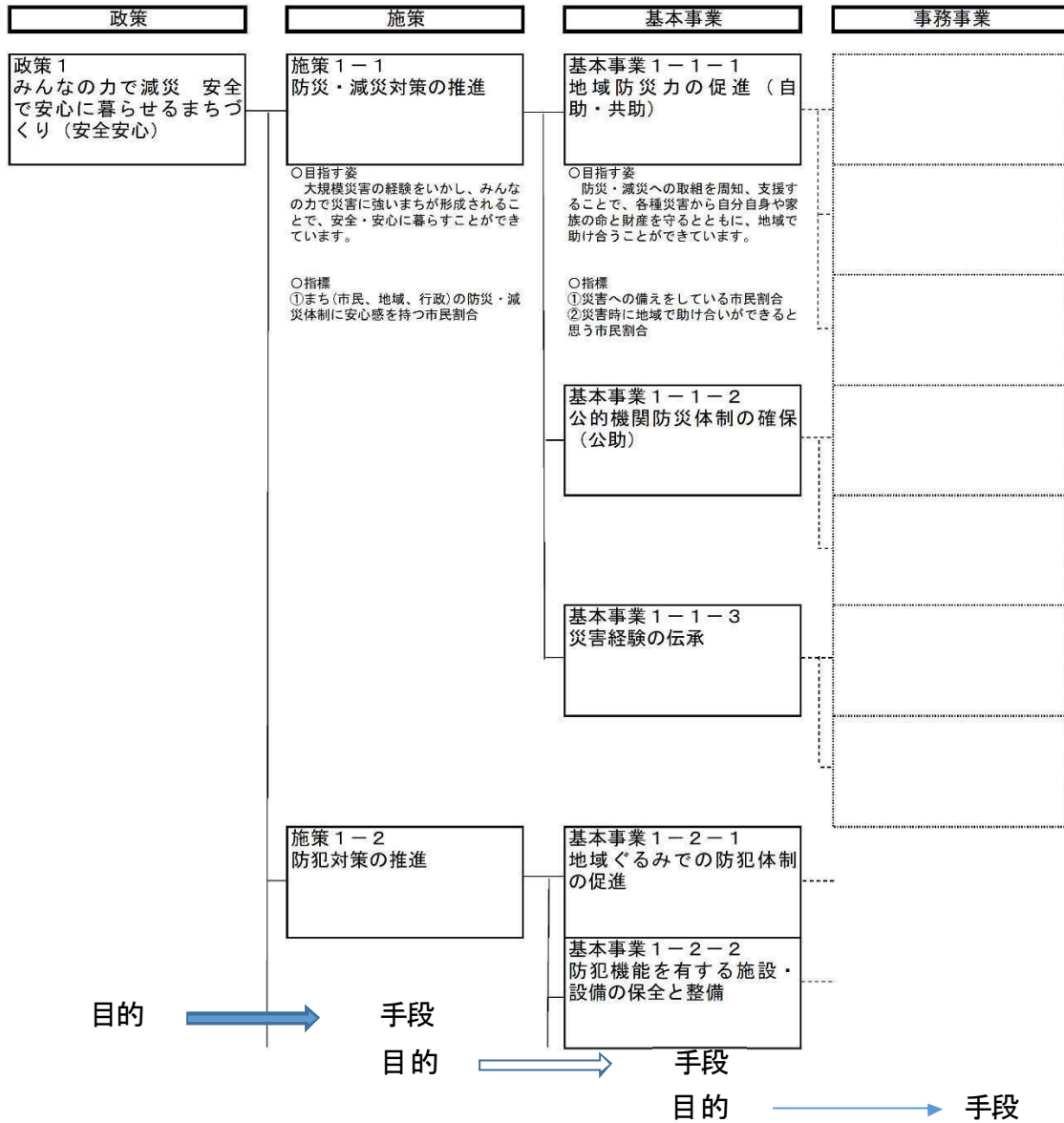
第六次多賀城市総合計画前期基本計画に定める施策・基本事業を実施する上において、重点テーマは、次の役割を担うこととします。

- (1) 組織や政策を横断した連携・協力のための指針
- (2) 重点テーマに該当し、将来都市像実現に直結する事業展開に対する選択と集中

## 6 施策別計画

施策・基本事業を評価するに当たり、施策・基本事業の体系に沿って、それぞれに目指す姿を「文章」で明確に表現し、「指標」を定めます。

### ○体系と成果指標の例



○ 施策別計画の見方

見開き左のページには、  
施策を掲載しています。

SDGsの17のゴールを示す  
アイコンです。

総合戦略の基本目標を示す  
アイコンです。

「施策」の名称です。

1  
安全  
安心

4 地域連携

**施策別計画**

**施策 01-01 防災・減災対策の推進**

施策の目指す姿(政策を実現するために、この施策が目指す多賀城市の将来の姿)

大規模災害の経験をいかし、みんなの力で災害に強いまちが形成されることで、安全・安心に暮らすことができています。

施策の指標(施策の目指す姿にどの程度近づいているかを測る指標)

指標名	区分	前期基準値	前期目標値	取得	説明
① まち(市民、地域、行政)の防災・減災体制に安心感を持つ市民割合	成果	58.9% (R2)	↗	市ア	市民の地域防災・減災に対する認識を見る指標です。

施策を取り巻く状況

東日本大震災\*において、市域の約3分の1が大津波により浸水し、甚大な被害が発生しました。

- ・東日本大震災後、ハード面では国、宮城県、多賀城市が一丸となって津波被害を軽減するための防災施設等を整備し、ソフト面では官民間わず様々な防災・減災や心の復興に関する取組が行われています。特に、防災復興支援拠点\*の中核として、さんみらい多賀城イベントプラザ(STEP)内に一時帰宅困難者の受入れスペースの確保や備蓄倉庫を整備しています。
- ・自然災害等における各種応急復旧活動に関する人的・物的支援について、自治体や民間事業者との間で災害時相互応援協定を締結しています。
- ・平成25年10月に減災都市戦略を打ち立て、「減災都市 多賀城」を宣言しています。また、平成27年3月にはレジリエントシティ\*として、国際連合から承認を受けています。
- ・激甚化や頻発化する気象災害により、河川の氾濫や浸水害が全国的に多発しています。また、世界的に大流行を引き起こす感染症が、市民社会に大きな影響を与えています。
- ・消防事務については、塩釜地区消防事務(利府町)に共同で実施しています。

用語解説のある単語には、\*をつけています。

この施策に関連する数値を、最大5年分グラフにしたものです。施策の対象、指標、参考統計値といったものを掲載しています。

自主防災組織数の推移

年度	組織数
H27	47
H28	47
H29	47
H30	47
H31	47

「施策の目指す姿」の実現具合を測る指標(ものさし)です。

前期目標値を設定する際に基準とした数値です。( )は、取得年度を示しています。市民アンケートにおけるR2は、令和2年11月に実施したアンケートでの取得数値をいいます。

この施策を取り巻く状況をまとめたものです。全国的な状況のほか、数値的な推移、本市ならではの数字では表せない性質に着目した情報、近年の特筆すべき事項、今後の課題などを掲載しています。

指標の内容説明です。

区分は、指標の特性により次の3つで表しています。

【成果】目指す姿の実現の程度を示すもの

【社会】行政の関与よりも社会・経済情勢等の影響が大きいもの

【代替】成果の指標化が難しい場合に、施策・基本事業の進捗状況を確認するため、代替として行政の活動量等を設定したもの





## 施策 01-01 防災・減災対策の推進



施策の目指す姿 (政策を実現するために、この施策が目指す多賀城市の将来の姿)

1  
安全  
安心

大規模災害の経験をいかし、みんなの力で災害に強いまちが形成されることで、安全・安心に暮らすことができます。

2  
健康  
福祉

施策の指標 (施策の目指す姿にどの程度近づいているかを測る指標)

3  
教育  
文化4  
生活  
環境5  
産業  
活気6  
地域  
創生7  
行財政  
経営

指標名	区分	前期 基準値	前期 目標値	取得	説明
① まち(市民、地域、行政)の防災・減災体制に安心感を持つ市民割合	成果	58.9% (R2)	↗	市ア	市民の地域防災・減災に対する認識を見る指標です。

### 施策を取り巻く状況

・東日本大震災\*において、市域の約3分の1が大津波により浸水し、甚大な被害が発生しました。

・東日本大震災後、ハード面では国、宮城県、多賀城市が一丸となって津波被害を軽減するための防災施設等を整備し、ソフト面では官民間問わず様々な防災・減災や心の復興に関する取組が行われています。特に、防災復興支援拠点\*の中核として、さんみらい多賀城イベントプラザ (STEP) 内に一時帰宅困難者の受入れスペースの確保や備蓄倉庫を整備しています。

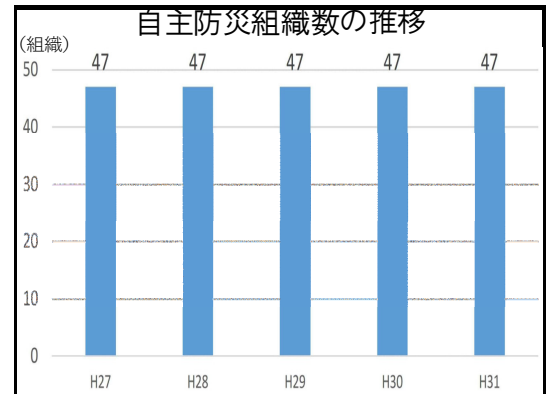
・自然災害等における各種応急復旧活動に関する人的・物的支援について、自治体や民間事業者との間で災害時相互応援協定を締結しています。

・平成25年10月に減災都市戦略を打ち立て、「減災都市 多賀城」を宣言しています。また、平成27年3月にはレジリエントシティ\*として、国際連合から承認を受けています。

・激甚化や頻発化する気象災害により、河川の氾濫や浸水害が全国的に多発しています。また、世界的に大流行を引き起こす感染症が発生し、経済活動への甚大な影響のみならず市民社会に大きな衝撃と不安を与えています。こうした様々な危機に対する迅速な対応への重要性が、より一層増しています。

・東日本大震災やその他の災害を通して得た経験から得た知恵や経験をまちづくりにいかしていく必要があります。

・消防事務については、塩釜地区消防事務組合において広域的(塩竈市、松島町、七ヶ浜町、利府町)に共同で実施しています。



基本事業（施策を実現するための手段）の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	区分	前期基準値	前期目標値	取得
01   01   01 地域防災力の促進（自助・共助*）	防災・減災への取組を周知、支援することで、各種災害から自分自身や家族の命と財産を守るとともに、地域で助け合うことができます。	① 災害への備えをしている市民割合	成果	54.8% (R2)	↗	市ア
		② 災害時に地域で助け合いができると思う市民割合	成果	57.4% (R2)	↗	市ア
01   01   02 公的機関防災体制の確保（公助*）	防災施設の保全をはじめ、自助や共助への支援を行うことで、災害に強いまちを実現することができます。	① 災害時に職員として果たすべき役割や初動を理解している職員割合	成果	100% (R2)	→	職ア
		② 災害用備蓄品の備蓄率	成果	100% (H31)	→	業務
01   01   03 災害経験の伝承	東日本大震災をはじめとする大規模災害の経験から得た知恵や教訓を後世に伝えることで、その経験をまちづくりに反映することができます。	① 市民に災害経験を伝承する機会を設けた数	成果	5回/年 (H31)	5回/年	業務
		② 災害の経験を周囲に伝えている市民割合	成果	69.2% (R2)	↗	市ア

施策別計画

1  
安全  
安心

2  
健康  
福祉

3  
教育  
文化

4  
生活  
環境

5  
産業  
活気

6  
地域  
創生

7  
行財政  
経営

個別  
計画

・多賀城市地域防災計画

用語解説

・東日本大震災

平成23年3月11日（金）午後2時46分に発生した、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の地震をいいます。世界的にみても1900年以降に発生した地震のなかで4番目に大きな地震でした。

・防災復興支援拠点

基本構想の土地利用のあり方において八幡字一本柳地区に設定しており、東日本大震災における甚大な被害を踏まえ、今後の災害に備えて防災・減災と産業復興を支援する拠点をいいます。

・レジリエントシティ

災害に耐え、乗り越える力のある都市をいいます。

・自助・共助・公助

大規模な災害被害を軽減する取組であり、自分の身は自分で守る（自助）、地域でお互いに助け合う（共助）、行政が行う対策（公助）をいい、その連携が重要となります。





## 施策別計画

## 施策 01-02 防犯対策の推進

施策の目指す姿(政策を実現するために、この施策が目指す多賀城市の将来の姿)

## 1 安全安心

犯罪に関する総合的な取組が進み、市民一人ひとりの防犯意識が高まることで、みんなの力で犯罪に遭わない、起こさせない地域が形成され、安全・安心に暮らすことができています。

## 2 健康福祉

施策の指標（施策の目指す姿にどの程度近づいているかを測る指標）

## 3 教育文化

指標名	区分	前期基準値	前期目標値	取得	説明
① 刑法犯認知件数	社会	480件/年 (H31)	—	業務	被害の届出などにより警察が認知した事件の数で、犯罪の社会状況を見る指標です。
② 犯罪が少なく、安心して暮らせる地域になっていると思う市民割合	成果	79.2% (R2)	↗	市ア	市民の地域犯罪に対する認識を見る指標です。

## 4 生活環境

## 5 産業活気

## 6 地域創生

## 7 行財政経営

## 施策を取り巻く状況

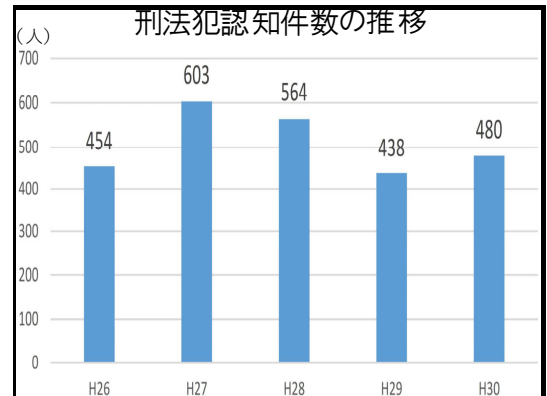
・市民が安全・安心に暮らすことができる地域社会の実現に向け、平成20年4月に「多賀城市みんなの笑顔を守る防犯まちづくり条例」を施行し、協働による防犯まちづくりを推進しています。

・刑法犯認知件数の約8割を窃盗犯（自転車盗、万引き、車上ねらい）が占めています。

・多賀城駅周辺の再開発に伴い、平成29年に多賀城交番が多賀城駅前に移転し、多賀城駅前周辺を中心に犯罪抑止に繋がっています。

・市内各所に防犯街路灯が設置されており、夜間の犯罪抑止に繋がっています。また、防犯街路灯は、LED電灯リース方式により、市内全てのLED化が完了し、長寿命化が図られています。

・犯罪抑止を目的として、多賀城・七ヶ浜商工会で、多賀城駅前に防犯カメラを設置しています。



基本事業（施策を実現するための手段）の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	区分	前期基準値	前期目標値	取得
01   02   01  地域ぐるみでの防犯体制の促進	防犯意識の醸成を図り、地域の結束力を高めることで、市民一人ひとりの防犯意識が高まり、犯罪に遭わない、起こさせない地域を形成することができます。	① 防犯対策に取り組んでいる市民割合	成果	70.9% (R2)	↗	市ア
		② 防犯活動に取り組んでいる市民割合	成果	24.6% (R2)	↗	市ア
01   02   02  防犯機能を有する施設の保全と整備	防犯機能を有する施設・設備を維持管理し、整備することで、犯罪に遭わない、起こさせない地域を形成することができます。	① 防犯機能を有する施設・設備の整備件数(累計)	代替	—	5年間で60件	業務

施策別計画

1  
安全  
安心

2  
健康  
福祉

3  
教育  
文化

4  
生活  
環境

5  
産業  
活気

6  
地域  
創生

7  
行財政  
経営

個別  
計画

・みんなの笑顔を守る防犯まちづくり基本計画



## 施策別計画

## 施策 01-03 安全な消費生活の確保

施策の目指す姿(政策を実現するために、この施策が目指す多賀城市の将来の姿)

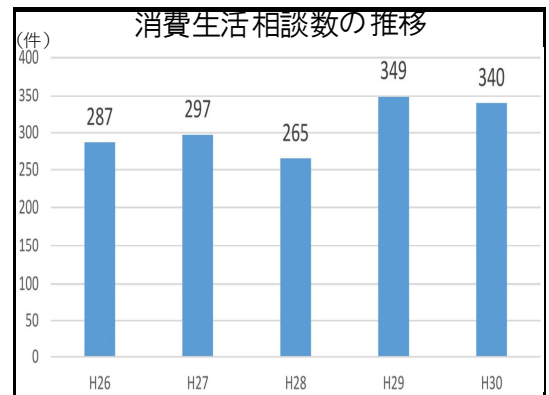
1 安全安心  
消費生活に関する知識を深めることで自立した消費者が増え、かつ、相談体制を整備することで消費者トラブルが減少し、安全で安心な消費生活を営むことができます。

2 健康福祉  
施策の指標 (施策の目指す姿にどの程度近づいているかを測る指標)

3 教育文化	指標名	区分	前期基準値	前期目標値	取得	説明
4 生活環境	① 消費者トラブルに遭った市民割合	成果	9.0% (R2)	↓	市ア	市民の消費者トラブルに遭った状況を見る指標です。

5 産業活気

6 地域創生  
7 行財政経営  
・インターネットやスマートフォン等の急速な普及で、様々な商品やサービスが提供されるようになり、消費生活の利便性が向上しています。その一方で、契約に関するトラブルや悪質商法などの消費生活に関するトラブルは、手口が複雑かつ巧妙化しています。時代に合った消費生活に関する情報発信を行っていくことが重要となっています。



・平成28年4月に、多賀城市消費生活センターを条例により設置しています。

・消費生活相談体制の強化を目的に、消費者安全法が改正され、消費生活相談員に資格要件が設けられました。

基本事業（施策を実現するための手段）の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	区分	前期基準値	前期目標値	取得
-------	------	-----	----	-------	-------	----

01   03   01	<b>消費生活情報の発信</b>	消費生活情報を発信することで、消費生活に関する知識が身につき、被害を未然に防止することができます。	① 消費者トラブルに関する対応を知っている市民割合	成果	88.2% (R2)	↗	市ア
--------------------------	------------------	---	---------------------------	----	---------------	---	----

01   03   02	<b>消費生活相談の推進</b>	消費生活相談を実施することで、早期にトラブルを解決し、被害拡大を防止することができます。	① 消費者相談で解決策を提示した割合	成果	100% (H31)	→	業務
--------------------------	------------------	--	--------------------	----	---------------	---	----

施策別計画

1  
安全  
安心

2  
健康  
福祉

3  
教育  
文化

4  
生活  
環境

5  
産業  
活気

6  
地域  
創生

7  
行財政  
経営



## 施策別計画

## 施策 01-04 交通安全対策の推進

施策の目指す姿(政策を実現するために、この施策が目指す多賀城市の将来の姿)

## 1 安全安心

市民一人ひとりの交通安全意識とまちの交通安全環境を良好に保つことで、交通事故が減少し、安全・安心に暮らすことができます。

## 2 健康福祉

施策の指標(施策の目指す姿にどの程度近づいているかを測る指標)

## 3 教育文化

## 4 生活環境

## 5 産業活気

## 6 地域創生

## 7 行財政経営

指標名	区分	前期基準値	前期目標値	取得	説明
① 交通事故発生件数(人身事故)	社会	178件/年(H31)	—	業務	市内の道路上で発生した人の死亡又は負傷を伴う交通事故の県警発表数で、交通事故の社会状況を見る指標です。
② 市民が第1当事者*となった交通事故発生件数	社会	169件/年(H31)	—	業務	市内外で市民が第1当事者となった交通事故の県警発表数で、交通事故の社会状況を見る指標です。

## 施策を取り巻く状況

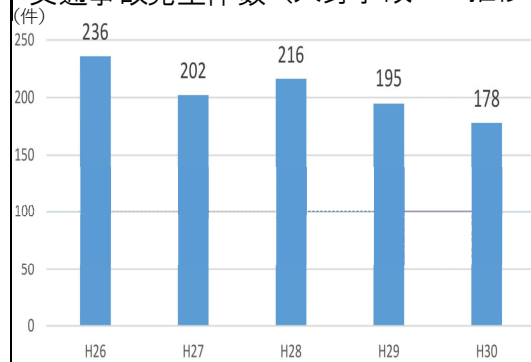
・市内には、交通量の多い国道45号、県道仙台塩釜線の2路線が通っています。利便性が高い一方で、交通事故防止の取組が必要となります。

・平成17年に飲酒運転により高校生3人が死亡する交通事故が発生したことを契機に、道路交通法が改正され、飲酒運転に対する罰則が強化されました。

・交通事故の原因については、わき見運転や安全不確認など車両運転者の安全運転義務違反が約9割を占めています。

・交通事故防止のため、交通安全関係団体等と連携し、啓発活動を毎年実施し、車両運転者や市民への交通安全を呼び掛けています。

交通事故発生件数(人身事故)の推移



基本事業（施策を実現するための手段）の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	区分	前期基準値	前期目標値	取得
01   04   01  交通安全情報の発信	交通安全に関する情報を発信することで、市民一人ひとりの交通安全意識を向上することができています。	① 交通安全啓発活動人数	代替	8,528人/年 (H31)	→	業務
		② 飲酒運転検挙者数	社会	13人/年 (H31)	—	業務
01   04   02  交通安全環境の保全と整備	市が設置する交通安全施設*を適切に整備・維持管理することで、交通安全環境を良好に保つことができています。	① 交通安全施設整備率	代替	100% (H31)	100%	業務

施策別計画

1  
安全  
安心

2  
健康  
福祉

3  
教育  
文化

4  
生活  
環境

5  
産業  
活気

6  
地域  
創生

7  
行財政  
経営

用語解説

・第1当事者

最初に交通事故に関与した車両等の運転者又は歩行者のうち過失が重い者をいい、過失が同程度の場合には人身損傷程度が軽い者をいいます。

・交通安全施設

道路利用者が安全に道路を通行するために設置される施設のことをいい、具体的にはガードレールやカーブミラー、道路照明灯、視覚障害者誘導用ブロック、道路区画線などが該当します。

## 施策 02-01 地域福祉の推進



施策の目指す姿(政策を実現するために、この施策が目指す多賀城市の将来の姿)

1 安全安心  
地域で助け合い、支え合いができる環境が整うことで、誰もが心豊かで安心して暮らすことができます。

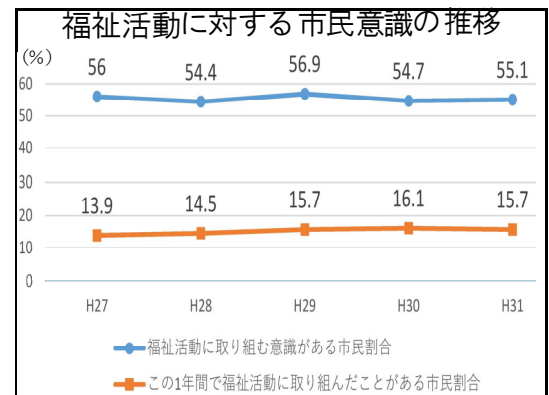
2 健康福祉  
施策の指標(施策の目指す姿にどの程度近づいているかを測る指標)

3 教育文化	指標名	区分	前期基準値	前期目標値	取得	説明
4 生活環境	① 地域で手助けしたり、されたりする環境が整っていると思う市民割合	成果	46.1% (R2)	↗	市ア	市民の地域福祉や地域共生に対する認識を見る指標です。

5 産業活気  
6 地域創生  
7 行財政経営  
施策を取り巻く状況

・国では、平成28年度の「ニッポン一億総活躍プラン」以来、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、「地域共生社会\*」の実現を掲げ、その具体化に向けた改革を進めています。こういった国の動きとの連動を見据えていく必要があります。

・少子化、高齢化、人口減少、世帯の小規模化、さらには住民意識の変化などによる生活様式の変化によって、地域のつながりの希薄化が進んでいます。



・貧困や孤立といった問題や、子ども、障害者、高齢者といった分野ごとの制度では解決できない複雑化・複合化した問題が顕在化してきています。

・地域における見守りの取組が、事業者などの様々な主体の協力を得て進められています。特に、東日本大震災の教訓から、災害時に支援が必要な方の見守りや支援を行う仕組みづくりが進められています。

・お互いを個人として尊重し合い、生きがいや充実感を持ちながらその人らしく暮らすことができる地域づくりが求められており、年齢や性別、障害の有無、社会的・経済的な地位などに関係なく地域社会の一員として包み込み、支え合う社会的包摂\*の考え方の重要性が一層増えています。

・地域の支え合いの心を育む意識を醸成するため、地域を担うリーダーやボランティアなどの人材育成が求められています。

基本事業（施策を実現するための手段）の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	区分	前期基準値	前期目標値	取得
02   01   01  地域福祉意識の醸成と多様な担い手の育成支援	地域福祉への意識が醸成され、多様な担い手の育成支援を行うことで、地域で助け合い、支え合いながら暮らすことができています。	① 福祉活動に取り組む意識がある市民割合	成果	50.3% (R2)	↗	市ア
		② 福祉活動に取り組んだことがある市民割合	成果	8.4% (R2)	↗	市ア
02   01   02  地域で見守り合う仕組みづくり	地域の声掛け、見守り活動が推進されることで、孤立せず安心して暮らすことができています。	① 要配慮者*を助け合う仕組みが整っていると思う市民割合	成果	24.0% (R2)	↗	市ア

施策別計画

1  
安全  
安心

2  
健康  
福祉

3  
教育  
文化

4  
生活  
環境

5  
産業  
活気

6  
地域  
創生

7  
行財政  
経営

個別計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多賀城市地域福祉計画</li> <li>・多賀城市自殺対策計画</li> </ul>
------	--

用語解説

・要配慮者  
災害時を含め配慮を要する者で、具体的には、高齢者、障害（児）者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等をいいます。

・社会的包摂  
社会的に弱い立場にある人々をも含めた市民一人ひとりが、排除や摩擦、孤独や孤立から援護され、取り残されることなく、地域社会の一員として包み込まれ、支え合う状態をいいます。

・地域共生社会  
制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることと、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいいます。





## 施策別計画

## 施策 02-02 健康づくりの促進

施策の目指す姿(政策を実現するために、この施策が目指す多賀城市の将来の姿)

## 1 安全安心

一人ひとりが自らの健康管理や病気などの予防に取り組むことで、健康に暮らすことができます。

## 2 健康福祉

施策の指標（施策の目指す姿にどの程度近づいているかを測る指標）

## 3 教育文化

指標名	区分	前期基準値	前期目標値	取得	説明
① 自分が健康だと思う市民割合	成果	76.7% (R2)	↗	市ア	市民の健康に対する認識を見る指標です。

## 4 生活環境

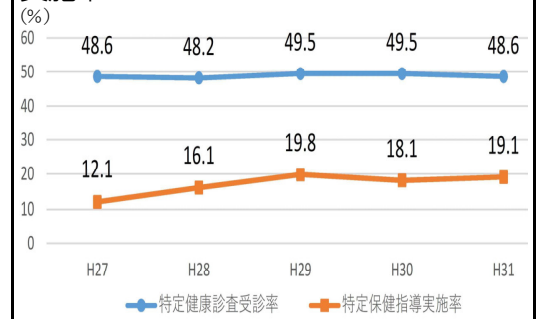
## 5 産業活気

施策を取り巻く状況

## 6 地域創生

・ライフステージに応じた健診や保健指導により、健康状態の把握と改善を促しています。

特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の推移



## 7 行財政経営

・平成30年10月から、妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター事業（多賀城版ネウボラ）」を実施しています。

・国では、健康寿命の延伸と健康格差の縮小などを実現するため、21世紀における第二次国民健康づくり運動（通称「健康日本21（第2次）」）が実施されています。こういった国の動きと連動して事業を進めていく必要があります。

・新型インフルエンザや新型コロナウイルスといった新しい感染症が世界規模で流行するなど、疾病をめぐる状況は大きく変化しており、状況に即応した的確な対策が求められています。

・疾病予防はもちろんのこと、治療中や治療後もその人らしい暮らしを送ることができるよう、公的な支援が全国的に広まっています。

基本事業（施策を実現するための手段）の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	区分	前期基準値	前期目標値	取得
02   02   01 生活習慣の改善	健康に関する知識を習得し、健康に良い生活習慣を身に付けることで、一人ひとりが自らの健康管理を行うことができます。	① 健康に良い生活習慣の平均実践項目数	成果	5.72項目 (R2)	↗	市ア
		② 毎日朝食をとっている市民割合	成果	71.8% (R2)	↗	市ア
02   02   02 疾病予防・早期発見・早期治療等の推進	疾病対策等が行われることで、疾病を予防し、早期に発見、治療等を行うことができます。	① 定期的に健康診査を受けている市民割合	成果	79.1% (R2)	↗	市ア
		② 各種がん検診を受けている市民割合	成果	63.0% (R2)	↗	市ア
02   02   03 母子保健の充実	子どもの発育発達や育児の知識を得て実践することで、親と子が健やかに成長することができます。	① 乳幼児健診の平均受診率	成果	98.6% (H31)	→	業務
		② 出産後の支援について満足している者の割合 ※3～4か月児の子どもを持つ保護者対象	成果	90.9% (H31)	↗	独自

- 施策別計画
- 1 安全安心
  - 2 健康福祉
  - 3 教育文化
  - 4 生活環境
  - 5 産業活気
  - 6 地域創生
  - 7 行財政経営

個別計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康たがじょう21プラン（多賀城市健康増進計画、多賀城市食育推進計画、多賀城市母子保健計画）</li> <li>・すくっぴープラン（多賀城市次世代育成支援行動計画、多賀城市子どもの貧困対策計画）</li> </ul>
------	--

## 施策 02-03 子育て支援の充実



施策の目指す姿(政策を実現するために、この施策が目指す多賀城市の将来の姿)

1  
安全  
安心

子どもの育ちや子育て家庭を支える地域社会が形成されることで、不安なく子育てを行い、子ども一人ひとりが健やかに育つことができます。

2  
健康  
福祉

施策の指標(施策の目指す姿にどの程度近づいているかを測る指標)

3  
教育  
文化

指標名	区分	前期 基準値	前期 目標値	取得	説明
① 子育てしやすいまちである と思う保護者割合	成果	46.1% (R2)	↗	市ア	中学生以下の子どもを持つ保護者の子育てしやすさを図る指標です。

4  
生活  
環境

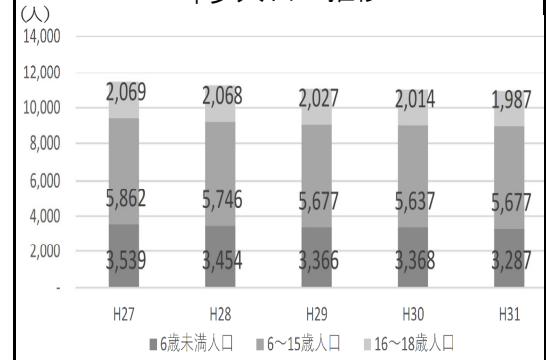
5  
産業  
活気

施策を取り巻く状況

6  
地域  
創生

・「子ども・子育て支援新制度」が本格スタートした平成27年度以降、認可保育所4施設、地域型保育事業所8施設、認定こども園1施設が設置され定員数が増加したものの、女性就労率の向上等により保育ニーズも高まっている状況にあります。

年少人口の推移



7  
行財政  
経営

・平成29年度に放課後児童クラブの利用対象を小学校3年生から6年生まで拡大したことに伴い、学級数を8学級から18学級に増設し、利用者の増加に対応しています。

・本市では、転入転出率が高く、核家族世帯が多い傾向から、子育てに関する悩みを持つ親子が多い傾向にあります。

・平成30年10月から、妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない総合的支援を行う「子育て世代包括支援センター事業(多賀城版ネウボラ)」を実施し、相談機能の強化を図っています。

・地域で子どもたちとその保護者を支える場として、子育てサポートセンターや児童館などが子育て支援の拠点機能を発揮しています。

・児童虐待が社会問題となっており、相談体制の強化と支援する関係機関の連携強化が進められています。



多賀城市子育て応援キャラクター「すくっぴー」

「すくっぴー」は、すくすく元気に育つように、そしてハッピーに子育てできるようにと名付けました。

多賀城市子育てサポートセンターのマスコットキャラクターにもなっています。

基本事業（施策を実現するための手段）の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	区分	前期基準値	前期目標値	取得
02   03   01 <b>親子の健やかな育ちの支援</b>	妊娠から出産・子育て期にわたるまでの切れ目のない支援が行われることで、子育て世帯が安心して子育てをすることができています。	① 妊娠や出産、子育てに関する市の相談窓口を知っている保護者の割合 ※小学生までの子どもを持つ保護者対象	成果	86.4% (R2)	↗	市ア
		② 自分の子ども(乳幼児)に対して、育てにくさを感じている保護者割合 ※3歳の子どもの持つ保護者対象	成果	20.7% (H31)	↘	独自
02   03   02 <b>地域における子ども・子育て支援の充実</b>	地域子ども・子育て支援事業が実施されることで、子育て世帯が安心して子育てをすることができています。	① 地域子育て支援拠点の利用者数	代替	52,099人/年 (H31)	55,000人/年	業務
02   03   03 <b>安定した保育の提供</b>	保育を必要とする世帯に保育が提供されることで、子育て世帯が安心して働くことができています。	① 教育・保育施設等の待機児童数(国定義)	成果	46人 (H31)	0人	業務
		② 教育・保育施設等の定員数	代替	1,334人 (H31)	1,628人	業務
02   03   04 <b>子育ての経済的負担の軽減</b>	子育ての経済的負担が軽減されることで、子育て世帯が安心して子育てを行うことができています。	① 子育ての経済負担の軽減総額	代替	1,612百万円/年 (H31)	—	業務

施策別計画

1  
安全安心

2  
健康福祉

3  
教育文化

4  
生活環境

5  
産業活気

6  
地域創生

7  
行財政経営

個別計画  
・すくっぴープラン（多賀城市次世代育成支援行動計画、多賀城市子どもの貧困対策計画）  
・多賀城市子ども・子育て支援事業計画



## 施策別計画

## 施策 02-04 高齢者福祉の推進

施策の目指す姿(政策を実現するために、この施策が目指す多賀城市の将来の姿)

## 1 安全安心

高齢者\*が自立し、いきいきと活躍できる社会が形成されることで、生涯にわたり安心してその人らしく暮らすことができます。

## 2 健康福祉

施策の指標(施策の目指す姿にどの程度近づいているかを測る指標)

## 3 教育文化

指標名	区分	前期基準値	前期目標値	取得	説明
① 自立高齢者の割合	成果	83.9% (H31)	82.3%	業務	65歳以上で要支援、要介護の認定を受けていない市民の割合で、自立した高齢者の状況を見る指標です。

## 4 生活環境

## 5 産業活気

## 施策を取り巻く状況

## 6 地域創生

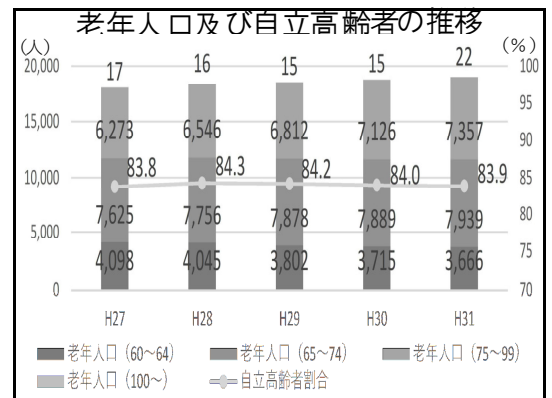
・ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者などが増加しており、高齢者の自立に向けた支援や取組はもちろんのこと、地域全体での支え合いに対する重要性がますます高まっています。

## 7 行財政経営

・健康寿命が伸び、人生100年時代といわれ、定年延長、再雇用、高齢者の互助活動といった動きが活発化しています。高齢化による地域や社会経済の担い手不足が叫ばれる中で、こうした高齢者の活躍が重要となっています。老人クラブやシルバー人材センターといった高齢者の活躍を支援する団体が、市内で活躍しています。

・市内3エリアに設置された地域包括支援センターを中心に、高齢者の身近なところでのサービス提供と、多様な主体による地域ぐるみの介護予防への取組が進んでいます。

・平成28年度から、地域に根差した介護予防の取組が一層進展することを目指し、介護予防・日常生活支援総合事業を実施しています。



基本事業（施策を実現するための手段）の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	区分	前期基準値	前期目標値	取得	
02   04   01	<b>生きがい活動の推進</b>	人とふれあいの機会や場を確保することで、高齢者が社会的活動を実践し、心の豊かさや生きがいを持って暮らすことができます。	① 生きがいを持っている高齢者の割合	成果	94.2% (R2)	→	市ア
02   04   02	<b>介護予防の推進</b>	介護予防に取り組む機会と場を確保することで、生涯にわたりその人らしく自立した生活を送ることができます。	① 介護保険の認定を新たに受けた市民割合	代替	3.3% (H31)	—	業務
			② 介護予防のための行動平均実践項目数 ※40歳以上の市民対象	成果	6.02項目 (R2)	↗	市ア
02   04   03	<b>日常生活の支援</b>	日常生活に対する地域の支援が確保されることで、安心して暮らすことができます。	① 介護予防・日常生活支援総合事業サービスの利用者数	代替	572人/年 (H31)	—	業務
02   04   04	<b>地域包括ケアの充実</b>	地域内で介護が必要な方を助け合う体制が確保されることで、住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らすことができます。	① 連携している在宅医療機関、介護事業所の数	成果	70か所 (H31)	80か所	業務
02   04   05	<b>認知症対策の推進</b>	認知症を正しく理解し、地域での見守りが行われることで、住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らすことができます。	① 認知症の方への対応方法を知っている市民数	成果	3,551人 (H31)	6,901人	業務

施策別計画

1  
安全  
安心

2  
健康  
福祉

3  
教育  
文化

4  
生活  
環境

5  
産業  
活気

6  
地域  
創生

7  
行財政  
経営

個別計画 ・ 多賀城市高齢者福祉計画（介護保険事業計画）

用語解説

・ 高齢者  
日本においては、国際連合の世界保健機関(WHO)の定義同様に、65歳以上の人のことを高齢者としています。



## 施策別計画

## 施策 02-05 障害者（児）福祉の推進

施策の目指す姿（政策を実現するために、この施策が目指す多賀城市の将来の姿）

## 1 安全安心

障害者（児）がその適性や能力に応じて、安心して暮らすことができます。

## 2 健康福祉

施策の指標（施策の目指す姿にどの程度近づいているかを測る指標）

## 3 教育文化

指標名	区分	前期基準値	前期目標値	取得	説明
① 障害者（児）がその適性や能力に応じて安心して暮らしていると思う割合	成果	62.8% (H29)	↗	独自	障害福祉計画策定時実施のアンケート（6年ごとに実施）で取得した、障害者の暮らしに対する認識を見る指標です。

## 4 生活環境

## 5 産業活気

## 施策を取り巻く状況

## 6 地域創生

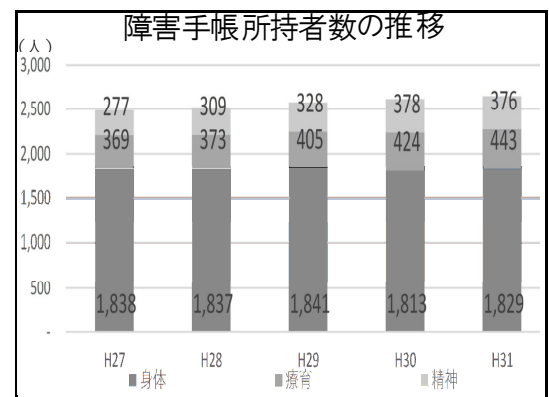
・障害や障害福祉サービスへの理解が進み、障害者手帳保持者は増加傾向にあります。

## 7 行財政経営

・障害のある方が住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、本人やその家族が必要なときに相談でき、情報やサービス提供が受けられる支援体制の整備が進められています。

・療育支援を必要とする児童とその家族が、成長に伴いライフステージが変わっても発達状況に応じた「切れ目のない支援」を受けることができるよう、関係機関の連携強化が進められています。

・児童発達支援センター「太陽の家」を地域療育支援の拠点とし、児童の発達状況に応じた療育支援や相談支援を行っています。





基本事業（施策を実現するための手段）の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	区分	前期基準値	前期目標値	取得
02   05   01	<b>自立支援の推進</b> 適性や能力に応じた適切なサービスを受けることで、安心して暮らすことができます。	① 自立支援給付*の延べ利用者数	代替	1,172人/年 (H31)	—	業務
02   05   02	<b>地域生活支援事業の利用促進</b> 適性や能力に応じた地域生活支援を受けることで、安心して暮らすことができます。	① 地域生活支援事業*の延べ利用者数	代替	10,002人/年 (H31)	—	業務
02   05   03	<b>児童発達支援の推進</b> 適性や能力に応じた適切な療育と専門的な相談を受けることで、安心して暮らすことができます。	① 適切な療育サービスが受けられていると思う保護者割合	成果	100% (H31)	→	独自
03		② 発達相談を受けた児童の数	代替	181人/年 (H31)	—	業務
02   05   04	<b>各種手当・医療費等助成の給付</b> 手当の給付・医療費の助成を受け、経済的支援が行われることで、安心して暮らすことができます。	① 延べ特別障害者手当等給付件数	代替	935件/年 (H31)	—	業務
04		② 延べ心身障害者医療費助成件数	代替	27,805件/年 (H31)	—	業務

施策別計画

1 安全安心

2 健康福祉

3 教育文化

4 生活環境

5 産業活気

6 地域創生

7 行財政経営

個別計画	・ 障害者計画	・ 障害福祉計画	・ 障害児福祉計画
------	---------	----------	-----------

用語解説

・ 自立支援給付

障害者総合支援法に定める介護給付・訓練等給付をいいます。介護給付は、障害の程度が一定以上の人に生活上又は療養上の必要な介護を行うもので、訓練等給付は、身体的又は社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行うものです。

・ 地域生活支援事業

市町村が障害者を総合的に支援する体制をつくり行う、相談支援事業、移動支援事業などの事業をいいます。



## 施策 02-06 社会保障等の充実



施策の目指す姿(政策を実現するために、この施策が目指す多賀城市の将来の姿)

1  
安全  
安心

社会保障制度等により、市民の生活基盤が確保されることで、誰もが安心して暮らすことができます。

2  
健康  
福祉

施策の指標(施策の目指す姿にどの程度近づいているかを測る指標)

3  
教育  
文化

指標名	区分	前期 基準値	前期 目標値	取得	説明
-----	----	-----------	-----------	----	----

※この施策は、基本的に国の制度(公平な負担による社会保障制度)に基づくものであって、国の政策や社会経済状況の影響を大きく受けるものであるため、市としての成果指標は設定していません。

4  
生活  
環境

5  
産業  
活気

6  
地域  
創生

7  
行財政  
経営

### 施策を取り巻く状況

・国民健康保険被保険者は減少しているものの、高齢化の進展によって、後期高齢者医療被保険者、介護保険被保険者はともに増加傾向にあります。

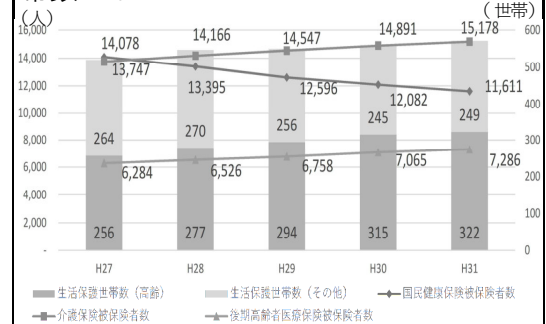
・近年20年間で、生活保護受給者は4倍以上の増加となっています。自立に向けた支援も重要となっているものの、生活保護受給世帯の半数が高齢世帯となっています。

・高齢化の進展によって、社会保障費は全国的に増加しており、令和元年10月には社会保障費に充てることを目的として、消費税が増税されています。

・生活に困りごとや不安を抱えている方の自立への支援を行い、生活保護を受給する前の「第2のセーフティネット」となることを目指し、生活困窮者自立支援制度が平成27年度から推進され、本市でも、自立支援相談窓口を設置しています。ひきこもりや8050問題\*など複合的な課題を抱えた方も多く、継続的な伴走型支援を行っていく必要があります。

・東日本大震災による被災者の住居確保のため、災害公営住宅を建設しましたが、震災から10年が経過し、被災者が自立したことなどを理由に退居が増加しています。今後は、将来必要な住宅戸数について、公営住宅の需要動向を予測した上で、適正な管理計画を策定する必要があります。

各保険被保険者数及び生活保護受給世帯数の推移



基本事業（施策を実現するための手段）の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	区分	前期基準値	前期目標値	取得
02   06   01  保険制度の適 正な運営	適正な利用と負担により 持続可能な保険制度が運営 されることで、生活基盤を 確保することができます。	① 国民健康保険税の現年 度収納率	成果	93.4% (H31)	↗	業務
		② 後期高齢者医療保険料 の現年度収納率	成果	99.2% (H31)	→	業務
		③ 介護保険料の現年度収 納率	成果	99.4% (H31)	→	業務
		④ 1人当たりの国民健康 保険医療費	代替	378,790円/年 (H31)	—	業務
02   06   02  生活保護受給 者（世帯）へ の自立支援	適切な給付と自立支援を 受けられることで、健康で 文化的な、最低限度の自立 した生活を送ることができ ています。	① 自立による生活保護廃 止世帯件数（累計）	代替	—	5年間で 175世帯	業務
		② 生活保護受給世帯数	代替	571世帯 (H31)	—	業務
02   06   03  公営住宅の適 正な運営	住宅に困窮している低所 得の方に対して、低廉な家 賃で住宅が供給されていま す。	① 低所得者の入居割合	代替	90.2% (H31)	—	業務
02   06   04  生活困窮者へ の自立支援	相談できる体制が整備さ れ、適切な自立支援を受け られることで、生活基盤を 確保することができます。	① 生活困窮者に係る支援 により課題が解決した 件数（累計）	代替	—	5年間で 1,500件	業務
02   06   05  介護保険サー ビスの適切な 利用	適切な介護事業サービス を受けられることで、家族 の介護負担が軽減され、介 護状態に応じて暮らすこと ができています。	① 施設サービスを利用し ている市民数	代替	461人/年 (H31)	—	業務
		② 介護サービス事業者・ 施設への実地指導件数 (累計)	代替	—	5年間で 25件	業務

施策別計画

1  
安全  
安心

2  
健康  
福祉

3  
教育  
文化

4  
生活  
環境

5  
産業  
活気

6  
地域  
創生

7  
行財政  
経営

用語解説

・8050問題

引きこもりの長期化によって80代の親と50代の子の親子関係  
となった際に、収入、介護などに関して生じる問題のことをい  
います。

## 施策別計画

# 施策 03-01 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上



施策の目指す姿(政策を実現するために、この施策が目指す多賀城市の将来の姿)

## 1 安全安心

学校・家庭・地域が連携し、子どもたちの学びを支える地域社会が形成されることで、子どもたちがいきいきと安全に暮らすことができます。

## 2 健康福祉

施策の指標(施策の目指す姿にどの程度近づいているかを測る指標)

## 3 教育文化

指標名	区分	前期基準値	前期目標値	取得	説明
① 学校・家庭・地域が連携し、子どもたちの豊かな育ちを支え合う地域がつけられていると思う市民割合	成果	38.6% (R2)	↗	市ア	市民の子どもたちの豊かな育ちを支え合う地域形成に対する認識を見る指標です。

## 4 生活環境

## 5 産業活気

## 施策を取り巻く状況

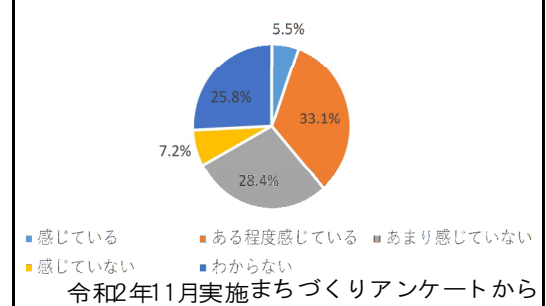
## 6 地域創生

・放課後の安心安全な居場所づくりとして「放課後子ども教室」を市内全小学校に設置しており、地域住民との交流を通して児童に様々な体験機会を提供しています。

## 7 行財政経営

・国では、幅広い地域住民等の参画を得て地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指し、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働することにより様々な活動を行うことを推進しています。

学校・家庭・地域が連携し、子どもたちの豊かな育ちを支え合う地域がつけられていると思う市民割合



・平成22年度から、学校・家庭・地域が一体となった地域ぐるみで児童生徒の学びを支援する体制として「学校支援地域本部」を整えています。今後は、国の「学校を核とした地域づくり」を目指すため、コーディネート機能の強化、より多くの地域住民等の参画による多様な活動の実施、活動の継続的・安定的実施といった発展的な内容の実施基盤となる「地域学校協働本部\*」の体制構築に進むことが求められています。これにより、地域が学校・子どもたちを応援・支援する一方向の活動から、地域と学校が目標を共有して行う双方向の「連携・協働」型の活動への移行や、児童・生徒にとっても学校だけでは得られない知識・経験・能力の向上が期待されます。

基本事業（施策を実現するための手段）の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	区分	前期基準値	前期目標値	取得
03   01   01  学校・家庭・地域連携・協働の推進	学校・家庭・地域が連携し、子どもたちの育成に携わることで、子どもたちが地域と繋がりながら成長することができています。	① 学校・家庭・地域が連携した取組に参加している市民割合	成果	16.4% (R2)	↗	市ア
		② 学校だけでは得られない知識や経験を地域住民から学ぶことができていると感じている児童の割合（小学生）	成果	— (R2末取得予定)	↗	独自
		③ 学校だけでは得られない知識や経験を地域住民から学ぶことができていると感じている生徒の割合（中学生）	成果	— (R2末取得予定)	↗	独自
03   01   02  青少年の健全育成	多様な主体が青少年の育成に関わることで、青少年が健やかに成長することができています。	① 青少年育成活動事業の延べ参加者数	代替	— (R3取得予定)	↗	業務

- 施策別計画
- 1 安全安心
  - 2 健康福祉
  - 3 教育文化
  - 4 生活環境
  - 5 産業活気
  - 6 地域創生
  - 7 行財政経営

個別計画 ・ 多賀城市教育振興基本計画

用語解説

・ 地域学校協働本部

多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画したネットワークであり、地域全体で未来を担う子ども達の成長を支える地域学校協働活動を推進する体制をいいます。

## 施策 03-02 学校教育の充実



施策の目指す姿(政策を実現するために、この施策が目指す多賀城市の将来の姿)

1  
安全  
安心

児童・生徒の確かな学力、豊かな心、健やかな体が育まれることで、夢や希望が持てる充実した学校生活を送ることができています。

2  
健康  
福祉

施策の指標(施策の目指す姿にどの程度近づいているかを測る指標)

3  
教育  
文化

指標名	区分	前期 基準値	前期 目標値	取得	説明
① 学校生活が楽しいと思う児童割合(小学生)	成果	92.3% (H31)	↗	独自	児童へのアンケートで取得した、学校生活の楽しさに対する認識を見る指標です。
② 学校生活が楽しいと思う生徒割合(中学生)	成果	81.0% (H31)	↗	独自	生徒へのアンケートで取得した、学校生活の楽しさに対する認識を見る指標です。

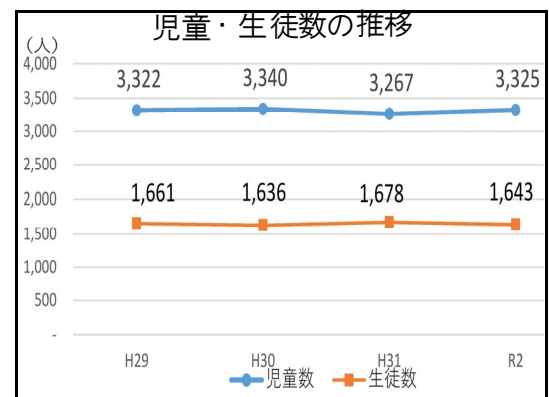
4  
生活  
環境

5  
産業  
活気

施策を取り巻く状況

6  
地域  
創生

・全体の児童生徒数は減少傾向が続いていますが、中には増加している学校もあり、学校ごとに児童生徒数が大きく異なります。



7  
行財政  
経営

・国では、教育基本振興計画を定めており、学校教育下においては、夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力として、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成を推進しています。

・不登校が顕在化している状況を受けて、学校、家庭、地域、スクールソーシャルワーカー\*、スクールカウンセラー\*、子どもの心のケアハウス等が密接に連携し、対策等に取り組んでいます。

・国では、子どもたち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現を目指すGIGAスクール構想の実現\*に向けた取組を推進しています。これを受けて、学校のICT化に向けた設備投資を継続的に実施しています。

・平成29年度以降国では、「地域に開かれた学校」から「地域とともにある学校づくり」への移行を提唱しており、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、子どもたちの豊かな成長を支える「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」が開始されました。本市においても、こうした動きに対応していく必要があります。

・計画的な施設の大規模改造や全教室へのエアコン整備を行うなど設備更新を行っています。が、学校施設の多くが建築から年月が経過しており、老朽化が進んでいます。

基本事業（施策を実現するための手段）の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	区分	前期基準値	前期目標値	取得
03   02   01 <b>確かな学力の育成</b>	教師の指導力と学校の教育力を高め、理解の進む授業が受けられることで、児童・生徒の確かな学力を育むことができます。	① 授業がわかると答える児童割合（小学生）	成果	90.3% (H31)	↗	独自
		② 授業がわかると答える生徒割合（中学生）	成果	80.7% (H31)	↗	独自
03   02   02 <b>豊かな心の育成</b>	気軽に相談できる環境を整うことで、児童・生徒の豊かな心が育まれ、安全・安心な学校生活を送ることができます。	① 不登校出現率	代替	2.4% (H31)	↘	業務
		② 再登校率	代替	19.8% (H31)	—	業務
03   02   03 <b>健やかな体の育成</b>	健康などに関する知識を習得し、基本的な生活習慣を身に付けることで、児童・生徒の体が健やかに成長することができます。	① 基本的な生活習慣を身に付けている児童割合（小学生）	成果	87.1% (H31)	↗	業務
		② 基本的な生活習慣を身に付けている生徒割合（中学生）	成果	81.7% (H31)	↗	業務
03   02   04 <b>教育環境の保全と運営</b>	教育環境が適切に維持管理されることで、安心な学校生活を送ることができます。	① 授業及び学校生活に支障をきたした件数	成果	0件/年 (H31)	0件/年	業務

施策別計画

1  
安全  
安心

2  
健康  
福祉

3  
教育  
文化

4  
生活  
環境

5  
産業  
活気

6  
地域  
創生

7  
行財政  
経営

個別計画	・多賀城市教育振興基本計画 ・多賀城市いじめ防止基本方針	・多賀城市学校施設等長寿命化計画
------	---------------------------------	------------------

用語解説

・スクールソーシャルワーカー  
児童・生徒の問題に対し、保護者や教員等と協力しながら問題の解決を図る専門職をいいます。

・G I G Aスクール構想の実現  
文部科学省が平成31年度から実施している全国一律のICT環境整備事業をいい、①児童生徒一人一台端末の整備②高速大容量の校内通信ネットワークの整備等が主な内容です。

・スクールカウンセラー  
子どもたちの話を聞き、抱える問題を解決させるためのアドバイスなどを行い、教師とは異なる第三者の立場として、健やかな学校生活をサポートする専門職をいいます。





## 施策別計画

## 施策 03-03 生涯学習の促進

施策の目指す姿(政策を実現するために、この施策が目指す多賀城市の将来の姿)

1 安全安心  
生涯を通じて学び、活躍できる機会や場があることで、生きがいを持って社会に参加し、心豊かに暮らすことができます。

2 健康福祉  
施策の指標(施策の目指す姿にどの程度近づいているかを測る指標)

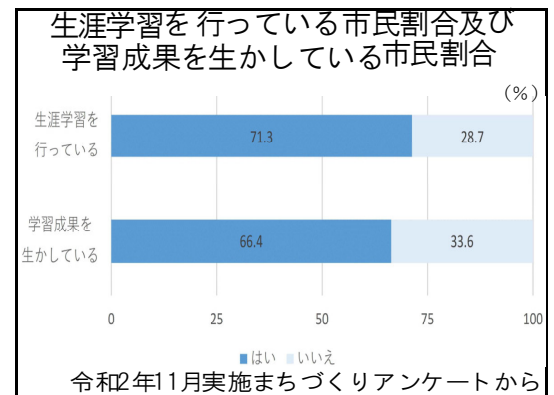
3 教育文化	指標名	区分	前期基準値	前期目標値	取得	説明
4 生活環境	① 生涯学習を行っている市民割合	成果	71.3% (R2)	↗	市ア	市民の生涯学習実施状況を見る指標です。

5 産業活気  
6 地域創生  
7 行財政経営  
施策を取り巻く状況

・平成30年度に策定された国の第3期教育振興基本計画において、「人生100年時代を見据えた生涯学習の推進」として、学びと活動の循環を形成することが目標として掲げられています。学びで得たものを社会に還元し、さらに学びに繋げる循環の仕組みの構築が重要となっています。

・スマートフォンやインターネットの普及により、いつでも、どこでも、誰でも学び、文化芸術に触れ、また、発信できる環境づくりが進展しています。その一方で、直接、人と人が出会い、交流し、学び、そして鑑賞・体験することが重要になっています。

・東北随一の文化交流拠点構想の中核施設として、国内屈指の音響効果を誇るホールを持ち、本市の文化芸術活動の中心的施設となっている文化センターと、「家」をコンセプトに年中無休で運営され、市民の学びと発見の場となっている市立図書館があります。これらの施設と公民館、市民活動サポートセンター、東北歴史博物館、文化財等の資源を生かした連携が進み、歴史・文化芸術に触れる機会が拡充しています。



基本事業（施策を実現するための手段）の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	区分	前期基準値	前期目標値	取得
03   03   01  <b>学びと発揮の 機会の確保</b>	市民ニーズや現代的課題に応じた学習の機会や場が確保されることで、多彩な生涯学習活動を行うことができます。	① 学習機会に満足している市民割合	成果	88.3% (R2)	↗	市ア
		② 学習成果を生かしている市民割合	成果	66.4% (R2)	↗	市ア
03   03   02  <b>文化芸術の振 興</b>	良質な文化芸術に触れ、発表する機会や場が確保されることで、市民の文化芸術活動が活発化しています。	① 文化芸術の直接鑑賞をしている市民割合	成果	53.3% (R2)	↗	市ア
		② 文化芸術活動をしている市民割合	成果	18.6% (R2)	↗	市ア
03   03   03  <b>生涯学習施設の 保全と運営</b>	生涯学習施設が適切に維持管理されることで、安全・安心に利用することができます。	① 生涯学習施設を利用している市民割合	代替	52.2% (R2)	↗	市ア

施策別計画

1  
安全  
安心

2  
健康  
福祉

3  
教育  
文化

4  
生活  
環境

5  
産業  
活気

6  
地域  
創生

7  
行財政  
経営

個別 計画	・多賀城市教育振興基本計画 ・多賀城市立図書館基本計画 ・多賀城市子ども読書活動推進計画
----------	--





## 施策別計画

## 施策 03-04 市民スポーツ社会の促進

施策の目指す姿(政策を実現するために、この施策が目指す多賀城市の将来の姿)

 1 安全安心  
 運動・スポーツに親しむ機会や場があり、生涯を通じて、運動・スポーツの楽しさや感動を分かち合うことで、活力をもって暮らすことができます。

 2 健康福祉  
 施策の指標(施策の目指す姿にどの程度近づいているかを測る指標)

3 教育文化	指標名	区分	前期基準値	前期目標値	取得	説明
4 生活環境	① 週1回以上運動・スポーツをしている市民割合	成果	46.2% (R2)	↗	市ア	市民の運動・スポーツ実施状況を見る指標です。

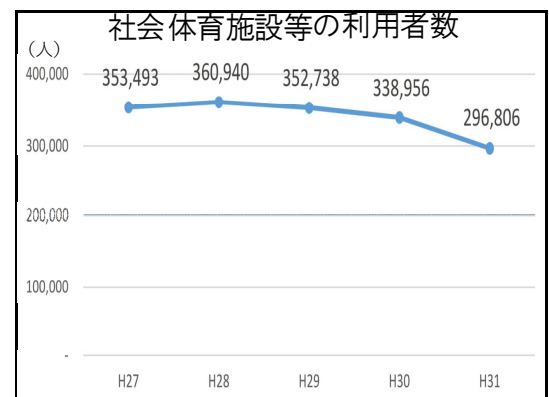
 5 産業活気  
 施策を取り巻く状況

 6 地域創生  
 ・健康寿命が伸び、人生100年時代といわれ、健康のための運動や競技スポーツを生涯を通じて楽しむという生涯スポーツの考え方が浸透しています。

 7 行財政経営  
 ・多様なライフスタイルの中、近年は、個人で運動・スポーツを楽しむ人が増えています。

・市内には社会体育施設等のほか、民間スポーツ施設が開設されており、また、近隣市町との距離も近いことから、市民のニーズに応じた様々な運動・スポーツを市民自らが選択することが可能となっています。民間と公共との役割分担が重要となってきています。

・社会体育施設は開館から年月が経過しており、老朽化が進んでいることから計画的な大規模改修等が必要となっています。



基本事業（施策を実現するための手段）の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	区分	前期基準値	前期目標値	取得
03   04   01  スポーツ機 会の確保	市民ニーズに応じた様々なスポーツ機会や場が確保されることで、多彩なスポーツ活動に気軽に参加することができます。	① 運動・スポーツ機会に満足している市民割合	成果	81.7% (R2)	↗	市ア
		② スポーツ等の教室・大会の参加者数	代替	5,330人/年 (H31)	5,500人/年	業務
03   04   02  社会体育施設 の保全と運 営	社会体育施設等が適切に維持管理されることで、安全・安心に利用することができます。	① 社会体育施設等の利用者数	代替	296,806人/年 (H31)	350,000人/年	業務

施策別計画

1  
安全  
安心

2  
健康  
福祉

3  
教育  
文化

4  
生活  
環境

5  
産業  
活気

6  
地域  
創生

7  
行財政  
経営

個別計画 ・ 多賀城市教育振興基本計画

## 施策 03-05 文化財の保護と活用



施策の目指す姿(政策を実現するために、この施策が目指す多賀城市の将来の姿)

1  
安全  
安心

文化財が適切に保護・継承され、まちづくりに有効に活用されることで、市民が歴史と文化を身近に感じることができています。

2  
健康  
福祉

施策の指標(施策の目指す姿にどの程度近づいているかを測る指標)

3  
教育  
文化

指標名	区分	前期 基準値	前期 目標値	取得	説明
① 市の歴史と文化を身近に感じている市民割合	成果	55.2% (R2)	↗	市 ア	市民の歴史・文化に対する認識を見る指標です。

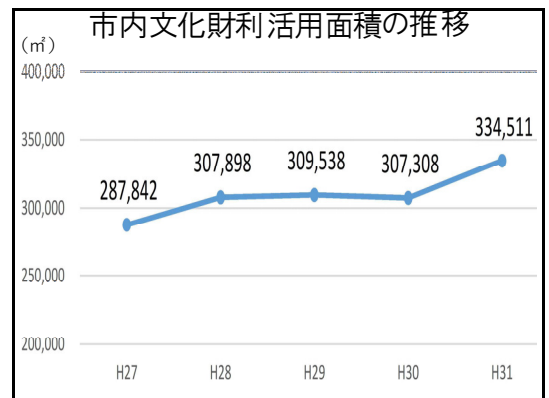
4  
生活  
環境

5  
産業  
活気

施策を取り巻く状況

6  
地域  
創生

・多賀城は古代東北の政治、軍事、文化の中心であったことから、市内には多くの遺跡が分布し、その範囲は、市域の約4分の1に及びます。文化財の保存と人々の営みのバランスを図りながら、歴史的風致\*の維持向上に努める必要があります。



7  
行財政  
経営

・多賀城跡附寺跡は遺跡の国宝ともいふべき特別史跡に指定されています。その重要性を市民はもちろんのこと、市外の方に対しても、PRすることが重要です。

・多賀城碑(国重要文化財)には神亀元(724)年に多賀城が創建されたことが刻まれており、令和6(2024)年に創建1300年を迎えます。同年の完成に向け、多賀城南門の復元工事に着手しており、周辺整備も含め、一体的な多賀城跡の利活用の柱となることが期待されています。

・平成28年度に「政宗が育んだ“伊達”な文化」が日本遺産に認定されており、多賀城碑など5件が構成文化財に該当しています。

・平成30年度の文化財保護法改正により、文化財の積極的な保存・活用の仕組みづくりを構築する必要性が示されました。地域社会総がかりで継承に取り組んでいくため、各地域がまちづくりを進める中で、地域の特色ある文化財の掘り起こしや活用に対する機運と重要性が高まっています。

・文化財の活用に当たっては、景観行政、観光行政など他の行政分野も視野に入れた総合的・一体的な取組が重要となってきました。

基本事業（施策を実現するための手段）の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	区分	前期基準値	前期目標値	取得	
03   05   01	文化財の調査・保存の推進	文化財の調査が適正に行われ、保存が図られることで、今そして将来の市民が文化財の価値に触れることができます。	① 適正に調査・保護された文化財の件数	代替	188件 (H31)	—	業務
03   05   02	文化財の活用促進	特性に沿った文化財の活用が図られ、調和のとれた整備がなされることで、歴史と文化がまちづくりにいかされています。	① 活用されている文化財の面積	成果	334,511㎡ (H31)	373,383㎡	業務
			② 市内所在の文化財等訪問者数	代替	135,009人/年 (H31)	170,000人/年	業務
03   05   03	文化財の普及啓発	文化財の展示や積極的な情報発信を行うことで、文化財のもつ価値に触れることができます。	① 市内所在文化財等の平均認知項目数	成果	8.06項目 (R2)	↗	市ア

施策別計画

1	安全安心
2	健康福祉
3	教育文化
4	生活環境
5	産業活気
6	地域創生
7	行財政経営

個別計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多賀城市教育振興基本計画</li> <li>・特別史跡多賀城跡附寺跡保存管理計画</li> <li>・名勝おくのほそ道の風景地「壺碑（つぼの石ぶみ）・興井・末の松山」保存活用計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多賀城市歴史的風致維持向上計画</li> </ul>
------	--	--

用語解説

・歴史的風致

歴史的な価値の高い建造物と周辺の環境が相まった歴史的なまちなみと、祭りなど地域の歴史や伝統を反映した人々の営みとが、一体となって形成する、地域の歴史的風情、情緒、たたずまいのある良好な市街地の環境のことをいいます。



## 施策 04-01 自然と生活環境の調和

施策別計画

施策の目指す姿(政策を実現するために、この施策が目指す多賀城市の将来の姿)

1  
安全  
安心

市民、事業者、行政により地球環境に優しい取組と生活環境を守る取組が行われることで、調和のとれた自然環境と生活環境の中で暮らすことができます。

2  
健康  
福祉

施策の指標（施策の目指す姿にどの程度近づいているかを測る指標）

3  
教育  
文化

指標名	区分	前期 基準値	前期 目標値	取得	説明
① 地球環境に優しい取組のうち主要対策に取り組んでいる市民割合	成果	48.0% (R2)	↗	市ア	市民の地球環境に優しい取組の実施状況を見る指標です。
② 市内の自然環境が適切に保全されていると思う市民割合	成果	54.1% (R2)	↗	市ア	市民の自然環境に対する認識を見る指標です。
③ 快適な生活環境になっていると思う市民割合	成果	63.2% (R2)	↗	市ア	市民の生活環境に対する認識を見る指標です。

4  
生活  
環境

5  
産業  
活気

6  
地域  
創生

### 施策を取り巻く状況

7  
行財政  
経営

・北部を中心に緑が豊富な史跡群や樹林が点在し、西部には七北田川や水田地帯があり、北側から市内を通り南下している砂押川、東部には貞山運河等の水辺環境が存在し、コンパクトな市域にあって豊かな自然環境に恵まれています。生活環境を確保しつつ、自然環境を守っていく必要があります。

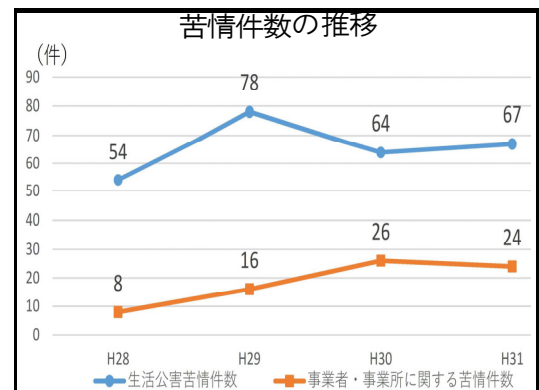
・気候変動をはじめとした地球温暖化による影響は、私たちの生活にも及んでいます。地球温暖化への対策がより一層重要度を増していることから、国際的にはパリ協定が採択され、国では平成28年度に地球温暖化対策計画を策定しています。

・自然豊かな私たちの暮らしを守るため、国では生物多様性国家戦略を策定し、自然共生社会を目指した取組を進めています。

・技術革新によって様々な再生可能エネルギーの利用が進んでおり、環境負荷の少ないエネルギーの利用促進が求められています。

・生活公害等の苦情については、樹木・雑草繁茂に関するものが、多く寄せられています。

・し尿処理については、塩釜地区消防事務組合において広域的（塩竈市、松島町、七ヶ浜町、利府町）に共同で実施しています。



基本事業（施策を実現するための手段）の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	区分	前期基準値	前期目標値	取得
04   01   01 環境啓発の推進	環境に関する積極的な啓発が行われることで、市民と事業者が、地球環境に関心を持ち、地球環境に優しい取組を進めることができます。	① 市民を対象とした環境保全に関する環境講座の参加者数	代替	1,556人/年 (H31)	1,711人/年	業務
		② 子どもを対象とした環境教育の参加者数 ※環境講座参加者数を除く。	代替	946人/年 (H31)	1,027人/年	業務
04   01   02 生活公害等の抑制	生活公害等への市民や事業者の意識を高めることで、生活公害等が抑制され、生活環境を守る取組を進めることができます。	① 生活公害苦情件数	社会	67件/年 (H31)	—	業務
		② 事業者・事業所に関する苦情件数	社会	24件/年 (H31)	—	業務
04   01   03 水質環境等の向上	適切な汚水処理が行われ、河川等公害が防止されることで、河川、水路の水質環境等が保たれ、生活環境を守る取組を進めることができます。	① 河川の水質基準の達成割合	社会	99.0% (H31)	—	業務
		② 特定事業所の水質基準の達成割合	成果	76.0% (H31)	100%	業務

施策別計画

1	安全安心
2	健康福祉
3	教育文化
4	生活環境
5	産業活気
6	地域創生
7	行財政経営



## 施策別計画

## 施策 04-02 循環型社会の促進

施策の目指す姿(政策を実現するために、この施策が目指す多賀城市の将来の姿)

## 1 安全安心

ごみの適切な処理と再資源化の促進により、環境負荷の少ない循環型社会\*を形成することができています。

## 2 健康福祉

施策の指標(施策の目指す姿にどの程度近づいているかを測る指標)

## 3 教育文化

指標名	区分	前期基準値	前期目標値	取得	説明
① 市民1人当たり年間最終処分量(家庭ごみ)	成果	50kg/年(H31)	48kg/年	業務	年間最終処分量を人口総数で割り返した数値で、ごみ排出量の状況を見る指標です。

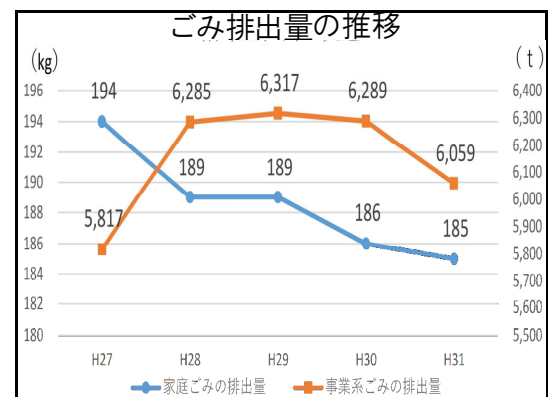
## 4 生活環境

## 5 産業活気

## 施策を取り巻く状況

## 6 地域創生

・本市のごみの排出量は、震災直後大幅に増加しましたが、それ以降は、市民自らのごみの減量の取組により徐々に減少しています。家庭ごみに比べ、事業系ごみの減量幅が小さく、更なる減量促進が重要となってきています。



## 7 行財政経営

・日本では食品が大量生産・大量廃棄されており、食品ロス削減のために平成31年度に食品ロスの削減の推進に関する法律が施行され、全国的に取組が進められています。

・資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り軽減することを目的に、国では、循環型社会形成推進基本計画を策定し、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られています。

・廃棄物の処理については、生ごみの利活用、バイオマス、バイオガス、エネルギーの高度利用化など、技術革新が進むことで効率的で効果的な処理が進んでおり、これらに対応した取組の推進が求められています。

・ごみ処理については、宮城東部衛生処理組合において広域的(七ヶ浜町、利府町、松島町)に共同で実施しています。

基本事業（施策を実現するための手段）の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	区分	前期基準値	前期目標値	取得
04   02   01  ごみの適切な処理	ごみの減量と分別への市民と事業者の意識を高め、ごみ処理施設等が適切に維持管理されることで、ごみの排出量が抑制され、適切なごみ処理が行われています。	① 市民1人当たり年間可燃ごみ排出量（家庭ごみ）	成果	185kg/年（H31）	176kg/年	業務
		② 事業系ごみの年間排出量	成果	6,059 t/年（H31）	5,817 t/年	業務
04   02   02  再資源化等の促進	必要な設備環境を整え、環境への意識を高めることで、リサイクル等を促進することができています	① 分別・リサイクルに取り組んでいる市民割合	成果	70.9%（R2）	↗	市ア
		② 小型家電回収量	成果	7,085kg/年（H31）	12,044kg/年	業務

施策別計画

1  
安全  
安心

2  
健康  
福祉

3  
教育  
文化

4  
生活  
環境

5  
産業  
活気

6  
地域  
創生

7  
行財政  
経営

個別計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多賀城市環境基本計画</li> <li>・多賀城市一般廃棄物処理計画</li> </ul>
------	---

用語解説

循環型社会

有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のことをいいます。



## 施策 04-03 良好なまちなみの保全



施策の目指す姿(政策を実現するために、この施策が目指す多賀城市の将来の姿)

1  
安全  
安心

住環境と景観を守る取組が行われることで、緑ある快適なまちなみが形成されています。

2  
健康  
福祉

施策の指標(施策の目指す姿にどの程度近づいているかを測る指標)

3  
教育  
文化

指標名	区分	前期 基準値	前期 目標値	取得	説明
① 良好なまちなみの保全に満足している市民割合	成果	87.5% (R2)	↗	市 ア	市民の良好なまちなみに対する認識を見る指標です。

4  
生活  
環境

5  
産業  
活気

施策を取り巻く状況

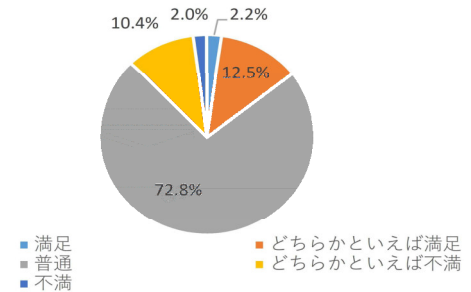
6  
地域  
創生

・宮城県沖地震による被災を受け、昭和56年に建築基準法が改正されました。地震による家屋等の倒壊被害をなくすため、住宅の耐震診断や改修に対する補助を継続的に実施しており、住宅の耐震化が進んでいます。

7  
行財政  
経営

・公園に設置された遊具の老朽化に対して、安全に安心して利用するため、施設の長寿命化計画に基づき、適切に計画的な維持管理を実施していく必要があります。

良好なまちなみの保全に満足している市民割合



・景観計画や歴史的風致維持向上計画に基づき、美しい都市景観と住環境を守るための取組を推進していくことが求められています。

・市域の大半が都市計画区域となっており、美しく秩序ある景観の基盤となっています。

基本事業（施策を実現するための手段）の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	区分	前期基準値	前期目標値	取得
04   03   01 <b>住環境づくりの推進</b>	住まいへの安全対策支援が推進されることで、安心な住環境が保たれ、秩序あるまちなみを形成することができます。	① 住宅の耐震化率 ※昭和56年以前建築物が対象 ※住宅土地統計調査を基に5年に1度の更新	成果	86.8% (H30)	95.0%	業務
		② 耐震改修工事の補助件数（累計）	代替	—	5年間で50件	業務
04   03   02 <b>公園の保全と整備</b>	公園が適切に維持管理されることで、安心して公園を利用することができます。	① 公園の維持管理状況に満足している市民割合	成果	80.8% (R2)	↗	市ア
04   03   03 <b>都市景観と都市施設の保全</b>	緑が確保され、都市施設が適切に維持管理されることで、美しい都市景観と快適な都市空間を保つことができます。	① まちの景観に満足している市民割合	成果	83.2% (R2)	↗	市ア
		② まちの緑化状況に満足している市民割合	成果	82.2% (R2)	↗	市ア

施策別計画

1  
安全  
安心

2  
健康  
福祉

3  
教育  
文化

4  
生活  
環境

5  
産業  
活気

6  
地域  
創生

7  
行財政  
経営

個別計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>多賀城市都市計画マスタープラン</li> <li>多賀城市歴史的風致維持向上計画</li> <li>多賀城市空家等対策計画</li> <li>多賀城市景観計画</li> <li>多賀城市耐震改修促進計画</li> <li>多賀城市公園施設長寿命化計画</li> </ul>
------	---



## 施策別計画

## 施策 04-04 都市インフラの保全

施策の目指す姿(政策を実現するために、この施策が目指す多賀城市の将来の姿)

## 1 安全安心

インフラが計画的に保全されることで、安全で快適な生活環境を保つことができます。

## 2 健康福祉

施策の指標(施策の目指す姿にどの程度近づいているかを測る指標)

## 3 教育文化

指標名	区分	前期基準値	前期目標値	取得	説明
① 都市インフラ*の保全に満足している市民割合	成果	84.3% (R2)	↗	市ア	都市インフラに対する市民の認識を見る指標です。

## 4 生活環境

## 5 産業活気

施策を取り巻く状況

## 6 地域創生

・平成25年4月に策定した多賀城市都市計画マスタープラン\*において、将来都市構造、土地利用の方針、各都市施設の整備方針が示され、秩序ある土地利用と良好な都市の発展に寄与しています。

## 7 行財政経営

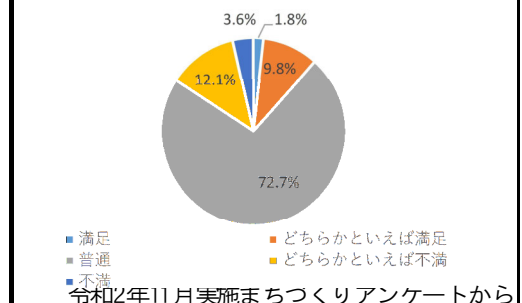
・東日本大震災からの復旧・復興事業により、避難道路の整備や下水道施設整備による浸水対策が大きく推進しました。こういった復興の成果をいかしたまちづくりを進めていく必要があります。

・復興事業による新たな施設の増加や、道路・橋梁・上下水道施設など既存の都市インフラの老朽化に対して計画的保全を図るため、各施設の長寿命化計画に基づき、適切に計画的な維持管理を実施していきます。

・市内にはJR線2線4駅があるほか、多賀城駅を中心として市内を運行するバスがあり、生活交通ネットワークが構築されています。

・国の要請を受け、公共施設等総合管理計画を策定し、計画的な維持修繕を掲げています。第六次多賀城市総合計画基本構想においては、こうした状況も受け、公共施設等のあり方を定めています。

都市インフラの保全に満足している市民割合



基本事業（施策を実現するための手段）の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	区分	前期基準値	前期目標値	取得
-------	------	-----	----	-------	-------	----

04   04   01	<b>都市計画の推進</b>	都市計画に基づいた土地利用が図られることで、秩序ある土地利用を保つことができます。	※この基本事業は、都市計画に基づくものであって、都市計画は遵守するものであるため、指標は設定していません。			
--------------------------	----------------	---	---	--	--	--

04   04   02	<b>道路の保全と整備</b>	道路が適切に維持管理されることで、安全で快適に利用することができます。	① 道路の維持管理状況に満足している市民割合	成果	74.9% (R2)	↗	市ア
--------------------------	-----------------	-------------------------------------	------------------------	----	---------------	---	----

04   04   03	<b>雨水施設の保全と整備</b>	雨水施設が適切に維持管理されることで、浸水被害を軽減することができます。	① 下水道雨水面的整備率	成果	51.7% (H31)	55.3%	業務
--------------------------	-------------------	--------------------------------------	--------------	----	----------------	-------	----

04   04   04	<b>水道水の安全で安定的な供給</b>	上水道施設が適切に維持管理されることで、安全で安定的に水道水を利用することができます。	① 水道管耐震化率	成果	34.8% (H31)	37.3%	業務
--------------------------	----------------------	---	-----------	----	----------------	-------	----

04   04   05	<b>生活交通ネットワークの保全</b>	生活交通ネットワークが適切に維持管理されることで、安全で快適な移動をすることができます。	① 市内を円滑に移動できると思う市民割合	成果	77.0% (R2)	↗	市ア
			② 公共交通の平均利用者数	社会	12,522人/日 (H31)	—	業務

個別計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>多賀城市都市計画マスタープラン</li> <li>下水道ストックマネジメント計画</li> <li>多賀城市水道施設整備計画</li> <li>多賀城市公共施設等総合管理計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多賀城市橋梁長寿命化修繕計画</li> <li>多賀城市新水道ビジョン</li> <li>多賀城市生活交通ネットワーク計画</li> </ul>
------	---	---

用語解説

・都市インフラ（インフラストラクチャーの略）  
道路・橋梁・上下水道など生活や産業などの経済活動を営む上で不可欠な社会基盤施設の総称をいいます。

・都市計画マスタープラン  
都市計画法に規定された、市の都市計画に関する基本方針を示したもので、概ね20年後の都市の姿を展望したうえで都市づくりの目標や方針を定めた計画をいいます。

施策別計画

1  
安全安心

2  
健康福祉

3  
教育文化

4  
生活環境

5  
産業活気

6  
地域創生

7  
行財政経営

## 施策 05-01 農業の振興



施策の目指す姿(政策を実現するために、この施策が目指す多賀城市の将来の姿)

1  
安全  
安心

農業生産額が増加し、農業所得が向上することで、農業を将来にわたり希望を持って取り組む産業として継承することができます。

2  
健康  
福祉

施策の指標(施策の目指す姿にどの程度近づいているかを測る指標)

3  
教育  
文化

指標名	区分	前期 基準値	前期 目標値	取得	説明
① 農業総生産額	社会	180百万円 (H29)	—	業務	県統計から取得する農業生産物に係る価値の総額で、農業の経済状況を見る指標です。

4  
生活  
環境

※指標①は、県のとりまとめに時間を要するため、年度終了から2年後に発表されます。

5  
産業  
活気

施策を取り巻く状況

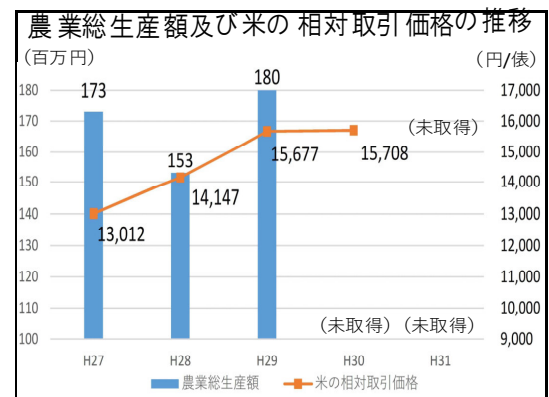
6  
地域  
創生

・気候は年間を通じて比較的温暖で、農地は、市域の20%弱を占めており、肥沃な土質です。

7  
行財政  
経営

・東日本大震災による津波被害で、農地も甚大な被害を受けましたが、ほとんどの農地が復旧しています。

・平成27年度から東日本大震災の復旧・復興事業として、担い手の育成や高生産性農業の実現に向けた大区画ほ場整備事業に着手しており、平成31年度には面的整備を完了しています。整備したほ場においては、高度利用への期待が高まっています。



・国では、担い手不足や高齢化が深刻な問題となる中、女性や若年者等が栽培技術を継承し、農業に新規参入ができるように、ICTを活用したロボット技術などによる超省力生産、高品質生産を可能とする新たな農業である「スマート農業」の実現を目指しています。本市においても、一部の農業者において取組が始まっており、今後さらに広めていくことが重要となります。

・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、緊急事態宣言が発令され、外出自粛などで家庭内食の需要が高まる中、食の安全・安心や生産者への応援消費に関心を持つ消費者が増加しています。

基本事業（施策を実現するための手段）の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	区分	前期基準値	前期目標値	取得
05   01   01  <b>農地の保全</b>	農地が適切に維持管理されることで、農地を保全することができます。	① 遊休未利用農地*面積	成果	0.8ha (H31)	0.8ha	業務
		② 農業水利施設の不具合件数	成果	0件/年 (H31)	0件/年	業務
05   01   02  <b>農業経営基盤の強化</b>	農地の集積や高度利用が推進されることで、農業生産組織及び担い手の経営規模が拡大し、生産方式や経営を合理化することができます。	① 農地集積率	成果	56.7% (H31)	70.0%	業務
		② 主食用米からの転作作付面積	成果	44.9ha (H31)	100.0ha	業務
05   01   03  <b>農業担い手の育成支援</b>	農業の担い手が育成されることで、農業生産組織等の活動を安定的かつ継続的に行うことができます。	① 担い手農業者数	成果	61人 (H31)	61人	業務
		② 農業生産組織数	代替	4組織 (H31)	5組織	業務

施策別計画

1  
安全  
安心

2  
健康  
福祉

3  
教育  
文化

4  
生活  
環境

5  
産業  
活気

6  
地域  
創生

7  
行財政  
経営

用語解説

・遊休未利用農地

農地法第32条第1項第1号（現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地）及び第2号（その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地）に規定する農地をいいます。



## 施策別計画

## 施策 05-02 商工業の振興

施策の目指す姿(政策を実現するために、この施策が目指す多賀城市の将来の姿)

1 安全安心  
産業の成長と新たな挑戦を支えることで、地域の商工業が活性化し、意欲と希望のあるなりわいを支えることができます。

2 健康福祉  
施策の指標(施策の目指す姿にどの程度近づいているかを測る指標)

3 教育文化	指標名	区分	前期基準値	前期目標値	取得	説明
4 生活環境	① 市内総生産額(第二次産業)	社会	299億円(H29)	—	業務	県統計から取得する市内の第二次産業で新たに生産された商品やサービスの付加価値の総額で、商工業の経済状況を見る指標です。
5 産業活気	② 市内総生産額(第三次産業※政府サービス・公務除く)	社会	1,061億円(H29)	—	業務	県統計から取得する市内の第三次産業(公務除く。)で新たに生産された商品やサービスの付加価値の総額で、商工業の経済状況を見る指標です。

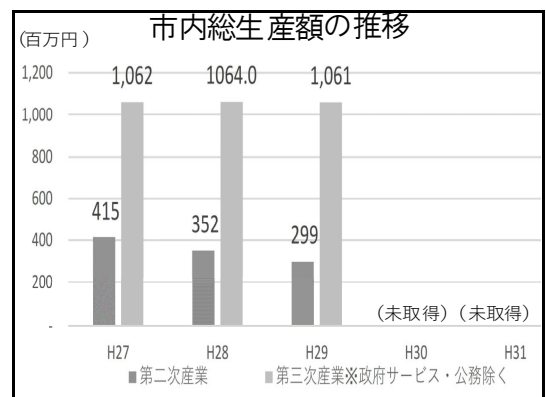
※指標①②は、県のとりまとめに時間を要するため、年度終了から2年後に発表されます。

## 施策を取り巻く状況

6 地域創生  
・多賀城駅を起点として桜木地区に向かって商店街が広がっています。多賀城駅前の開発を契機として、多くの店舗が開業するなど、賑わいを見せています。

7 行財政経営  
・海軍工廠に由来を持つ仙台港背後地には、仙台塩釜港に近い立地をいかし、工業地域が広がっています。地域の事業者同士の連携を強めるため多賀城工場地帯連絡協議会が組織されています。

・商工業の総合的改善発達を図るため商工会法に基づき、多賀城・七ヶ浜商工会が組織されています。



・東日本大震災により、商店街や工場地帯は壊滅的な打撃を受けました。復興に向けて、沿岸部における津波対策が図られたほか、新たに八幡字一本柳地区に津波復興拠点(さんみらい多賀城・復興団地)の形成が進みました。東日本大震災の経験から得た防災・減災技術をいかした商工業の活性化が今後求められています。

・ICT化とグローバル化が進むことで、地域から世界にアクセスできる環境が整っています。これにより、地方や家に居ながらにして、技術革新やアイデアをいかした新しいビジネスモデルが注目される一方で、全国や世界の景気動向に地方経済や地方雇用も大きく左右される状況にあります。

・国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において地方雇用の確保が、県の「宮城の未来ビジョン」において産業振興戦略として富県宮城の実現が示されるなど、商工業の発展を後押しする動きが出てきており、起業・創業に対する機運が高まっています。

・平成28年3月には、多賀城インターチェンジが開通しています。



基本事業（施策を実現するための手段）の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	区分	前期基準値	前期目標値	取得
05   02   01  地域商業の活性化	地域を支える商業が元気になる支援を行うことで、商業の活動が活発となり、地域全体を活性化することができます。	① 食料品や日用品を市内で購入している市民割合	成果	94.4% (R2)	→	市ア
		② 市内の飲食店を利用する市民割合	成果	63.6% (R2)	↗	市ア
05   02   02  商工業経営力の向上	商工業の経営力が高まることで、市内の事業者や企業が安定した経営を行うことができます。	① 市内の事業者数	社会	1,644事業者 (H31)	—	業務
05   02   03  起業・挑戦の促進	新たなビジネス展開や事業拡大を支援することで、産業分野における成長と発展への機運が醸成されています。	① 市の創業支援を受けて創業した人の数（累計）	成果	—	5年間で 25人	業務
05   02   04  就労環境向上の促進	就業者と求職者が相談を受けることができる環境が整うことで、適切な雇用と就労環境が確保されています。	① 有効求人倍率	社会	0.97倍 (H31)	—	業務

施策別計画

1  
安全  
安心

2  
健康  
福祉

3  
教育  
文化

4  
生活  
環境

5  
産業  
活気

6  
地域  
創生

7  
行財政  
経営





施策別計画

## 施策 05-03 地域資源を活用した賑わいの創出

施策の目指す姿(政策を実現するために、この施策が目指す多賀城市の将来の姿)

1 安全安心

本市ならではの魅力的な資源の付加価値を高めることで、観光客が増加し、賑わいを創り出すことができます。

2 健康福祉

施策の指標(施策の目指す姿にどの程度近づいているかを測る指標)

3 教育文化

指標名	区分	前期基準値	前期目標値	取得	説明
① まちに賑わいがあると感じる市民割合	成果	27.5% (R2)	↗	市ア	市民のまちなぎわいに対する認識を見る指標です。
② 観光客入込数	成果	651千人/年 (H31)	670千人/年	業務	市内の観光地や観光施設を訪れた客数、市内イベントの参加者数及び市内宿泊者数の総数で、観光庁が定めた「観光入込客統計に関する共通基準*」に基づくものです。

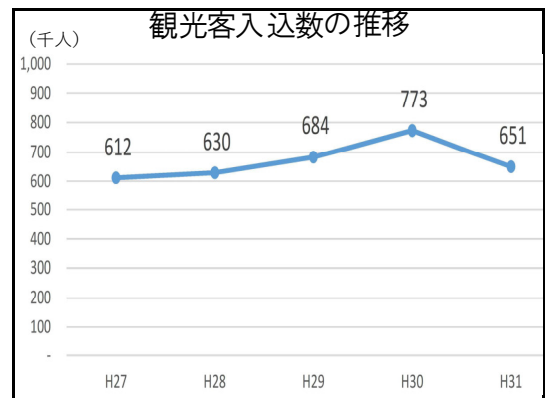
4 生活環境

5 産業活気

施策を取り巻く状況

6 地域創生

・観光客入込数の推移は、市内最大の誘客イベントである多賀城跡あやめまつりが好調であることに加え、多賀城駅前を中心に市民を主体としたイベントが多く開催されていることで、概ね順調に推移しています。



7 行財政経営

・平成28年度に「政宗が育んだ“伊達”な文化」が日本遺産に認定され、平成31年度にトレッキングルート「みちのく潮風トレイル」が全線開通し、広域観光の視点は、今後ますます重要性を増す見込みです。

・平成29年度に観光振興を目的として、宮城県及び本市を含む6市3町で構成する「仙台・松島復興観光拠点都市圏DMO\*」が設立されました。

・本格的な人口減少社会の到来が予測される中、価値観の多様化、余暇時間の増加、個人のライフスタイルの変化、デジタル化の飛躍的拡大などに伴い、旅行形態の多様化が進展しています。加えて、新型コロナウイルス感染症による不要不急の外出自粛などにより、旅行需要が激減し、観光分野はどの分野よりも深刻な影響を受けています。このような様々な状況に対応することのできる観光施策が求められています。

・特別史跡多賀城跡附寺跡など本市固有の魅力的な資源を磨き上げ、付加価値を創造し、地域価値として花開く取組みを継続して取り組む必要があります。加えて、創造された地域価値を用いた体験型観光など、経済に波及する仕組づくりまで進めることが求められています。

・令和6(2024)年の多賀城創建1300年、多賀城南門の復元整備開始など、賑わい創出に向けた様々な機運が高まっています。

基本事業（施策を実現するための手段）の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	区分	前期基準値	前期目標値	取得
05   03   01	<b>観光受入体制の構築</b>	観光のおもてなしに関わる人材育成と市民意識の醸成を支援することで、賑わいの創出を図ることができています。	① 観光客の満足度	成果	— (R3取得予定)	↗  独自
05   03   02	<b>地域資源の付加価値創造</b>	本市固有の資源の再発見とブラッシュアップを支援することで、付加価値が創造され、本市ならではの観光が創出されています。	① 新たな魅力が創出された地域資源等の個数(累計)	成果	—	5年間で5個  業務

施策別計画

1  
安全  
安心

2  
健康  
福祉

3  
教育  
文化

4  
生活  
環境

5  
産業  
活気

6  
地域  
創生

7  
行財政  
経営

個別計画	・多賀城市歴史的風致維持向上計画 ・名勝おくのほそ道の風景地「壺碑（つぼの石ぶみ）・興井・末の松山」保存活用計画
------	---

用語解説

・観光入込客統計に関する共通基準  
事前に整理した観光地点（本市では多賀城跡、陸奥総社宮、加瀬沼公園など）及び行祭事・イベント（本市では、あやめまつりなど）への来訪者数を基に観光客入込客数を算定するための国土交通省観光庁が策定した基準をいいます。

・DMO(Destination Management Organization)  
地域にある観光資源に精通し、地域と協同して観光地域づくりを行う法人のことをいいます。

## 施策 06-01 地域経営の振興



施策の目指す姿(政策を実現するために、この施策が目指す多賀城市の将来の姿)

1 安全安心  
地域の自治活動などの公益的活動に多くの市民が参加し、自立的で継続的な地域経営が行われ、地域課題の解決やまちの良さの向上が図られることで、人とまちが共に輝く地域づくりを進めることができます。

2 健康福祉  
施策の指標(施策の目指す姿にどの程度近づいているかを測る指標)

3 教育文化	指標名	区分	前期基準値	前期目標値	取得	説明
4 生活環境	① 地域自治活動に参加している市民割合	成果	37.7% (R2)	↗	市ア	市民の地域自治活動に対する参加状況を見る指標です。

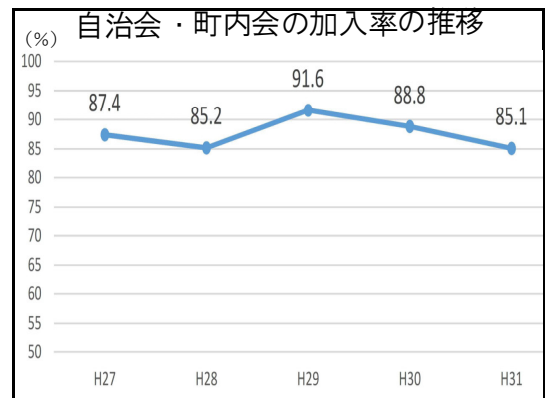
5 産業活気

### 施策を取り巻く状況

6 地域創生  
・まちの主役である市民、地縁組織やNPOなどの団体、企業が、自ら関わることで、まちづくりは進みます。行政は、そうした様々な形での地域活動への支援を続けていく必要があります。

7 行財政経営  
・自治会・町内会は、親睦を第一の目的としつつも、地域自治において、大きな役割を担っています。一方、加入率は全国的に減少傾向にあります。

・旧来の集落を基にした明治合併前の旧13か村を原型に、47の行政区があり、行政区に沿うような形で自治会・町内会も形成されています。



・令和2年4月1日施行の地方公務員法の改正を契機として、市と地域との連絡調整役であった行政区長制度を廃止しています。今後も市と地域との滞りない連絡調整が求められています。

・東日本大震災により広い範囲で住宅被害があり、長年住み慣れた土地や慣れ親しんだコミュニティを離れた方も多数に及び、継続した支援が必要な状況となっています。

・人口減少と高齢化が進展する中、行政だけでは解決が困難な生活課題が山積しており、地域住民総参画による取組が不可欠になっています。国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」でも地域住民自治の重要性に着目し実効性のある住民組織として地域運営組織の形成を促進しています。本市においても実効性のある地域自治基盤の促進が求められています。

・高齢化の進展に伴い、自治会・町内会の担い手の確保として、若い年代の参加を促すよう、全国的に自治会・町内会の組織や活動のあり方に対して、ICTを活用するなどこれまでとは異なる新しい考え方が広がりつつあります。

基本事業（施策を実現するための手段）の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	区分	前期基準値	前期目標値	取得
06   01   01  地域経営の基盤構築	各種団体との連携などによる地域経営体制が構築されることで、自治会・町内会の担い手不足や多様化する地域課題に対応することができています。	① 地域経営の仕組みや体制の構築に向けた協議等の回数（累計）	代替	—	5年間で30回	業務
		② 自治会・町内会の加入率	代替	85.1% (H31)	86.0%	業務
06   01   02  自治会・町内会活動の促進	自治会・町内会が活動する機会と場が整うことで、多くの市民が参加し、活発に活動を行うことができます。	① 自治会・町内会活動の必要性を理解している市民割合	成果	37.9% (R2)	↗	市ア
		② 自治会・町内会の加入率	代替	85.1% (H31)	86.0%	業務

施策別計画

1  
安全  
安心

2  
健康  
福祉

3  
教育  
文化

4  
生活  
環境

5  
産業  
活気

6  
地域  
創生

7  
行財政  
経営

## 施策 06-02 多様な主体との連携・協働によるまちづくりの推進



施策の目指す姿(政策を実現するために、この施策が目指す多賀城市の将来の姿)

1 安全安心  
市民活動団体や企業など多様な主体との連携や協働により、活動の輪が広がることで、誰もが暮らしやすいまちを形成することができています。

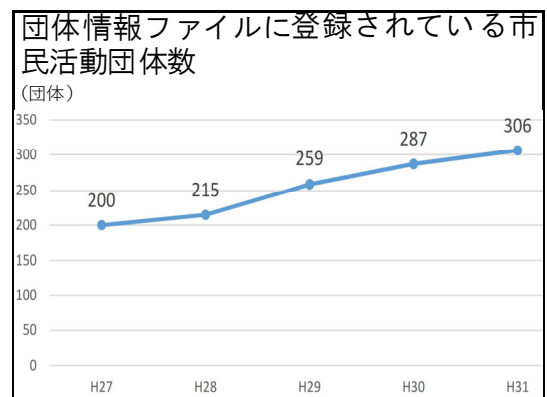
2 健康福祉  
施策の指標(施策の目指す姿にどの程度近づいているかを測る指標)

3 教育文化	指標名	区分	前期基準値	前期目標値	取得	説明
4 生活環境	① 多様な主体がまちづくりに関わっていると思う市民割合	成果	42.5% (R2)	↗	市ア	市民のまちづくりへの多様な主体の参加に対する認識を見る指標です。

5 産業活気  
6 地域創生  
7 行財政経営  
施策を取り巻く状況

・阪神・淡路大震災のボランティアの活躍などを受け、平成11年に特定非営利活動促進法(NPO法)が施行されて以来、多様な主体による協働が広がっています。

・本市では、平成20年に市民活動サポートセンターを設置し、NPO\*中間支援組織のノウハウを活用しながら市民の公益的活動を支援しています。



・住民自治活動は、公益的団体を中心に広がっていましたが、団体に属することなく個人で行う取組も見られ始めています。

・企業が社会に及ぼす影響に責任を持つ社会的責任(CSR)の考え方が定着し、SDGsの取組へと発展しています。こうした動きをまちづくり全体と連携していくことが求められています。

・男女共同参画、LGBT\*、多文化共生(国際交流)の考え方が定着し、国境や性別を超えたボーダレス化が進展しており、個々の違いを受け入れるというダイバーシティ・インクルージョン(多様性の受容)の考え方が世界的に浸透しつつあります。

基本事業（施策を実現するための手段）の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	区分	前期基準値	前期目標値	取得
06   02   01  <b>市民活動・ボランティア活動の支援</b>	市民活動やボランティア活動を行う環境が整うことで、活動が活発に行われ、活動の輪を広げることができています。	① 団体情報ファイルに登録されている市民活動団体数	成果	306団体 (H31)	356団体	業務
		② 市民活動等への参画意思のある市民割合	成果	45.9% (R2)	↑	市ア
06   02   02	<b>共生社会の推進</b> 性別や国籍等といった個性を理解する取組が推進されることで、誰もがお互いの個性を尊重し、暮らしやすいまちを形成することができています。	① 性別や国籍等で差別されず、人権が尊重されるまちだと思える市民割合	成果	52.4% (R2)	↑	市ア
06   02   03  <b>職員の協働実践意識の醸成</b>	市民協働に関する職員研修などを実施することで、職員が市民や市民活動団体等とともに、地域課題の解決に取り組んでいます。	① 市民参画や協働を取り入れている事業数	成果	72事業 (R2)	80事業	業務

施策別計画
1 安全 安心
2 健康 福祉
3 教育 文化
4 生活 環境
5 産業 活気
6 地域 創生
7 行財政 経営

個別計画	・ 多賀城市男女共同参画推進計画	・ 国際化推進計画
------	------------------	-----------

用語解説

・ N P O  
 特定非営利活動法人 (Nonprofit Organization) の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称をいいます。

・ L G B T  
 レズビアン (女性同性愛者)、ゲイ (男性同性愛者) バイセクシュアル (両性愛者)、トランスジェンダー (生まれたときの性別とは異なる性を自認している人) の各英単語の頭文字を組み合わせた表現で、これらの方々の総称をいいます。

施策  
06-03

## 地域資源を活用した市民文化の創造



施策の目指す姿(政策を実現するために、この施策が目指す多賀城市の将来の姿)

1  
安全  
安心

本市ならではの地域資源がいかされることで、このまちへの愛着や誇りといったシビックプライド\*が醸成され、市民が主体的に創造的な活動を行おうとする環境を育むことができます。

2  
健康  
福祉

施策の指標(施策の目指す姿にどの程度近づいているかを測る指標)

3  
教育  
文化4  
生活  
環境5  
産業  
活気

指標名	区分	前期 基準値	前期 目標値	取得	説明
① 暮らしの中に多賀城らしさを感じる市民割合	成果	22.8% (R2)	↗	市 ア	市民の多賀城らしい魅力に対する認識を見る指標です。
② 多くのことにチャレンジできるまちだと思う市民割合	成果	18.6% (R2)	↗	市 ア	市民の主体的に創造的な活動を行おうとする環境に対する認識を見る指標です。

6  
地域  
創生7  
行財政  
経営

## 施策を取り巻く状況

・持続可能な社会の実現のためには、住み続けたいと考える定住人口、まちと関わって活動してみたいと考える関係人口、そしてこのまちで主体的に創造的な活動を行おうとする自立した市民の存在が必要です。シビックプライドは、このような人々の行動の源の1つとなっています。

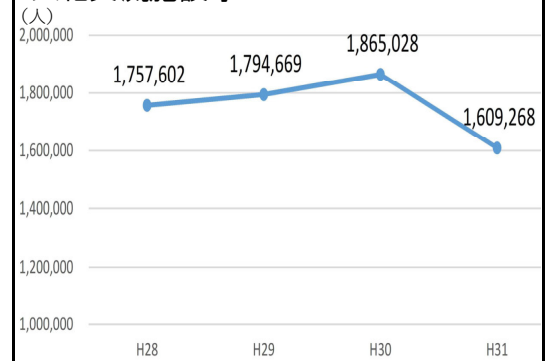
・シビックプライドやまちへの親しみは、大人になってからの経験からも増しますが、幼少期の経験が基になることが多い傾向にあります。そのため、次代を担う子どもたちへのアプローチが、重要となります。

・地縁を超えて、楽しさをキーとしたゆるやかな活動がまちの文化として根付き始め、多賀城ビアサミットなどのいくつかの市民発のイベントが生まれ始めています。

・令和3年度には市制施行50周年、令和6(2024)年には多賀城創建1300年という重要な節目の年を迎えます。まちへの愛着や誇りといったシビックプライドの醸成を効果的に実施していくため、このタイミングを捉えた取組を行うことが重要となっています。

・多賀城跡や数々の歌枕などの歴史文化資源と、多賀城駅前の市立図書館、文化センターなど新しい文化施設が、東北随一の文化交流拠点を構成しています。こうした文化施設を中心としながら、第一次多賀城市まち・ひと・しごと創生総合戦略重点プロジェクト「TAGAYASUプロジェクト」として、本市固有の文化資源をいかした取組を行ってきました。これまでの取組で得た成果を基に、よりまちへの親しみを深めることが、今後より重要となります。

文化交流施設等の年間来場者数の推移





基本事業（施策を実現するための手段）の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	区分	前期基準値	前期目標値	取得	
06   03   01	まちの魅力発見の推進	本市ならではの歴史、文化芸術など、特色ある地域資源をいかし、人と人が交流することで、まちの魅力を発見し、その魅力を高める取組を促進することができます。	① 歴史文化資源活用事業*参加者数	代替	7,976人/年 (H31)	12,000人/年	業務
06   03   02	まちづくり情報の共有と発信	行政情報やまちの情報が市と市民の間で共有、活用、発信されることで、まちづくりに活用され、市民が主体的な活動を行うことができます。	① まちの情報を多様な媒体から得ている市民割合	成果	86.0% (R2)	↗	市ア
			② まちづくりへの意見を伝える機会や手段に満足している市民割合	成果	73.9% (R2)	↗	市ア
06   03   03	ふれあい交流の促進	各種イベントや気軽な交流の取組が市民主体により行われることで、市民や来訪者のふれあいが盛んになり、まちへの親しみを深めることができます。	① ふれあいの場・機会への参加者数	代替	821人/年 (H31)	1,200人/年	業務

施策別計画

1  
安全  
安心

2  
健康  
福祉

3  
教育  
文化

4  
生活  
環境

5  
産業  
活気

6  
地域  
創生

7  
行財政  
経営

用語解説

・シビックプライド (Civic pride)  
市民がまちに対する誇りや愛着を持ち、まちの一員としてまちの未来をともにつくろうとする想いのことをいいます。

・歴史文化資源活用事業  
多賀城跡等の本市固有の歴史文化資源にアートを掛け合わせること等により、新たな価値を創出し活用を図る事業のことをいいます。





## 施策別計画

## 施策 07-01 適正な事務の執行と行政サービスの提供

施策の目指す姿(政策を実現するために、この施策が目指す多賀城市の将来の姿)

 1 安全安心  
 行政事務が適正に執行され、市民からの理解と信頼の得られるサービスを提供することができています。

 2 健康福祉  
 施策の指標(施策の目指す姿にどの程度近づいているかを測る指標)

3 教育文化	指標名	区分	前期基準値	前期目標値	取得	説明
4 生活環境	① 市民からの理解と信頼の得られる行政サービスが提供されていると思う市民割合	成果	70.9% (R2)	↑	市ア	市民の行政運営への理解と信頼に対する認識を見る指標です。

 5 産業活気  
 施策を取り巻く状況

 6 地域創生  
 ・ 職場内研修やOJTを継続的に取り組むことにより、適正な業務執行に努めています。

・ 政令指定都市など一部団体において内部統制制度の導入が義務化されるなど、法令遵守はもとより社会規範に則った自立的な公務員倫理への動きが全国的に広がっています。これを受けて、本市では、令和2年4月に、多賀城市コンプライアンス\*推進指針を策定しています。

 7 行財政経営  
 ・ 令和2年度には、多賀城市入札・契約のあり方等に関する実施計画の策定や入札契約監視委員会の設置などを行い、適正な入札・契約事務の執行に努めています。

・ 公文書等の管理に関する法律に基づき、公文書の適正な管理が求められています。行政手続のICT化等行政情報を取り巻く環境が変化する中、適正な情報管理に継続して取り組むことが必要です。

・ 平成28年度に選挙権年齢が20歳から18歳へと引き下げられました。選挙権年齢の引下げによって、ますます若い世代が政治に関心をもち、積極的に政治に参加することが期待されています。

基本事業（施策を実現するための手段）の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	区分	前期基準値	前期目標値	取得
07   01   01	適正な契約事務の執行 契約事務が適正に行われています。	① 入札契約監視委員会の改善事項数	成果	—	0件/年	業務
07   01   02	適正な会計事務の執行 会計事務が適正に行われています。	① 例月出納検査の指導件数割合	代替	0.03% (H31)	→	業務
07   01   03	適正な選挙事務の執行 選挙事務が適正に執行されています。 選挙等に対する市民の意識が高まっています。	① 選挙に関する事務処理ミス・トラブル件数 ② 選挙の投票率（衆議院） ③ 選挙の投票率（参議院） ④ 選挙の投票率（県議会） ⑤ 選挙の投票率（市議会） ⑥ 選挙の投票率（県知事） ⑦ 選挙の投票率（市長）	成果 社会 社会 社会 社会 社会 社会	0件/年 (H31) 53.80% (H29) 51.94% (H31) 35.97% (H31) 43.91% (H27) 54.50% (H29) 48.27% (R2)	0件/年 — — — — — —	業務 業務 業務 業務 業務 業務 業務
07   01   04	公正な監査事務の執行 公正な監査により、適法で効率的な行政運営を行うことができます。	① 定期監査指摘事項等の改善率 ② 例月出納検査指摘事項等の改善率	代替 代替	100% (H31) 100% (H31)	→ →	業務 業務
07   01   05	保有情報の適正な管理 保有する情報が適正に管理されています。	① 情報漏えい事件数	成果	1件/年 (H31)	0件/年	業務

施策別計画

1 安全安心

2 健康福祉

3 教育文化

4 生活環境

5 産業活気

6 地域創生

7 行財政経営

個別計画	・多賀城市コンプライアンス推進指針 ・市役所経営プラン
------	--------------------------------

用語解説

・コンプライアンス  
一般的に法令順守と訳されますが、単に法令に違反しないというだけでなく、社会通念上の常識や倫理に照らして正しい行動をとること、また組織の各種ルールを遵守することをいいます。



## 施策別計画

## 施策 07-02 組織・人事マネジメントの推進

施策の目指す姿(政策を実現するために、この施策が目指す多賀城市の将来の姿)

## 1 安全安心

組織力と職員力が向上し、発揮されることで、めまぐるしく変化する社会環境と、多様化する行政課題に対応することができています。

## 2 健康福祉

施策の指標(施策の目指す姿にどの程度近づいているかを測る指標)

## 3 教育文化

指標名	区分	前期基準値	前期目標値	取得	説明
① 職場にチームワークがあり、活気に満ちていると思う職員割合	成果	70.1% (R2)	↗	職ア	職員の職場のチームワーク、活気に対する認識を見る指標です。
② 組織・職員が、市民・地域の問題や行政課題に関し、迅速かつ適切に対応できていると思う職員割合	成果	73.1% (R2)	↗	職ア	職員の地域課題への対応能力に対する認識を見る指標です。

## 4 生活環境

## 5 産業活気

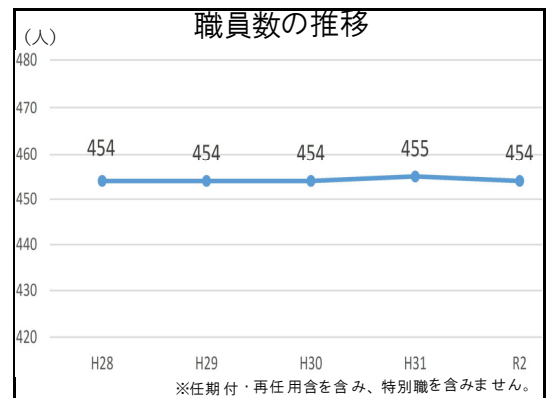
## 6 地域創生

## 7 行財政経営

## 施策を取り巻く状況

・全国の地方公務員数は、平成6年の328.2万人をピークに減少傾向にあり、平成31年には274万人と、約54万人の減少となっています。本市においても、昭和60年以降、定員適正化計画を継続的に策定し、職員数の適正化に努めています。

・国の年金制度改革に伴い、定年退職後の再任用制度を運用しており、定年延長も議論されています。本市においても、国の動きに合わせた対応が必要となっています。



・多くの職員が定年を迎える時期が続き、新たに採用する職員が急増したことから、経験10年未満の職員が全体の30%を超える状況にあり、職員の入替に伴う技術継承が必要となっています。

・次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、多賀城市特定事業主行動計画を策定しており、年休取得率の向上、時間外勤務の抑制、管理監督職における女性職員の割合などを目標として掲げています。

・職位に応じた研修(階層別研修)や専門的な知識を習得するための研修などについては、県内市町村等の戦略的な行政展開のため、宮城県市町村自治振興センターが広域的な役割を担い、実施しています。

基本事業（施策を実現するための手段）の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	区分	前期基準値	前期目標値	取得	
07   02   01	人材の育成	職場内における職員の育成環境を整えることで、時代により変化する行政課題の解決に必要な能力や知識を習得し、職務にいかすことができます。	① 研修受講等によって、能力等の向上が図られたと思う職員割合	成果	69.6% (R2)	↑	職ア
07   02   02	組織力の向上と適正な人事管理	効率的な組織が編成され、職員を適正に配置することで、効果的・効率的に組織を運営し、職員が能力を十分に発揮することができます。	① 能力等を発揮し、意欲的に業務に取り組める職場だと思ふ職員割合	成果	73.1% (R2)	↑	職ア
07   02   03	安全・安心に働ける環境の確保	安全衛生への対応を適切に行うことで、職員が健康で安心して働くことができ、能力を十分に発揮することができます。	① 健康で安心して働くことができると思ふ職員割合 ② 公務中に発生した労働災害件数	成果 成果	72.8% (R2) 5件/年 (H31)	↑ 0件/年	職ア 業務

施策別計画

1  
安全  
安心

2  
健康  
福祉

3  
教育  
文化

4  
生活  
環境

5  
産業  
活気

6  
地域  
創生

7  
行財政  
経営

個別計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>多賀城市人材育成基本方針</li> <li>多賀城市特定事業主行動計画</li> <li>市役所経営プラン</li> <li>多賀城市ハラスメント防止指針</li> </ul>
------	---

## 施策 07-03 健全な企業経営の推進



施策の目指す姿(政策を実現するために、この施策が目指す多賀城市の将来の姿)

1  
安全  
安心

能率的な企業経営が発揮されることで、将来にわたり持続可能な事業運営を行うことができます。

2  
健康  
福祉

施策の指標（施策の目指す姿にどの程度近づいているかを測る指標）

3  
教育  
文化

指標名	区分	前期 基準値	前期 目標値	取得	説明
① 経常収支比率*（水道事業）	成果	107.3% (H31)	109.1%	業務	水道事業の経常収支比率の数値で、水道事業の経営状態を見る指標です。
② 経常収支比率（下水道事業）	成果	—	105.7%	業務	下水道事業の経常収支比率の数値で、下水道事業の経営状態を見る指標です。

4  
生活  
環境

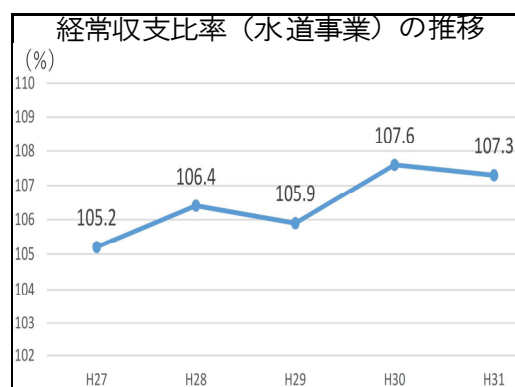
5  
産業  
活気

施策を取り巻く状況

6  
地域  
創生

7  
行財政  
経営

・夕張市の第三セクターにおける巨額の負債を原因とする財政破綻を受けて、それまでの「地方財政再建促進特別措置法」が、平成21年度から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（健全化法）」に改正されました。この法律の施行に伴い、それまで一般会計の単年度収支のみが財政状況の判断材料だったものが、公営企業や第三セクターも含めた市の総体力を対象とするものに変更され、公営企業の健全経営の指標も設けられました。



・国による経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定）では、経済・財政一体改革の推進として、公営企業会計の全面的な「見える化」、公営企業の抜本的な改革（事業廃止、民営化、広域的な連携及び民間活用）及び経営戦略の策定を推進し、公営企業の経営基盤強化の取組を求めています。

・水需要の減少に起因する給水収益の減収や、過渡期を迎える施設の大規模更新に備えた計画的な事業運営の必要性があることから、「選択と集中」、「長寿命化」、「平準化」の3つの観点に立脚し、将来の更新需要を見据えた「多賀城市水道施設整備計画」を定めるとともに、将来にわたって安定的に事業を継続し、経営基盤の強化と経営マネジメントの向上を図るため、「多賀城市水道事業経営戦略」を平成29年度に策定しました。

・国が平成26年8月に提示した「公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ」では、重点事業である下水道事業に対し、人口3万人以上の団体は平成27年度から平成31年度までを集中取組期間として期間内（令和2年4月1日まで）に公営企業に移行することが要請され、本市でも令和2年度から下水道事業を地方公営企業法の全部適用としています。

基本事業（施策を実現するための手段）の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	区分	前期基準値	前期目標値	取得
-------	------	-----	----	-------	-------	----

07   03   01	健全な水道事業経営の維持	適正な料金水準の確保と効率的な経営を維持することで、財政基盤の強化と企業債の世代間負担の公平を保ち、安定したサービスの提供を行うとともに、持続可能な財政経営を行うことができます。	① 料金回収率*	成果	101.8% (H31)	103.7%	業務
			② 企業債残高対給水収益比率	成果	183.0% (H31)	188.4%	業務

07   03   02	健全な下水道事業経営の維持	適正な受益者負担の確保と地方公営企業の独立採算を遵守することで、安定したサービスの提供を行うとともに、将来に過度な企業債を残さず、持続可能な財政経営を行うことができます。	① 経費回収率*	成果	85.2% (H31)	100%	業務
			② 企業債残高対事業規模比率	成果	719.0% (H31)	640.2%	業務

- 施策別計画
- 1 安全安心
  - 2 健康福祉
  - 3 教育文化
  - 4 生活環境
  - 5 産業気活
  - 6 地域創生
  - 7 行財政経営

個別計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多賀城市新水道ビジョン</li> <li>・ 多賀城市水道事業経営戦略</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多賀城市水道施設整備計画</li> <li>・ 多賀城市下水道事業経営戦略</li> </ul>
------	---	---

用語解説

・ 経常収支比率  
給水収益や下水道使用料、一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄っているかを示しています。（（営業収益+営業外収益）/（営業費用+営業外費用））×100

・ 料金回収率  
供給単価と給水原価との関係を見るものであり、料金回収率が100%を下回っている場合、給水にかかる費用が水道料金による収入以外に他の収入で賄われていることを意味します。（供給単価/給水原価）×100

・ 経費回収率  
汚水処理費をどの程度の下水道使用料で賄っているかを表す指標で、下水道使用料を汚水処理費（公費負担部分である分流式下水道等に要する経費控除後の数値）で除して求められます。基本的に汚水処理費のうち私費負担部分は下水道使用料で賄われるため、経費回収率は100%になるのが望ましいとされます。（使用料単価/汚水処理原価）×100



## 施策 07-04 環境変化に対応した行財政経営の推進



施策の目指す姿(政策を実現するために、この施策が目指す多賀城市の将来の姿)

1 安全安心

行財政経営資源が適切に把握、投資されることで、時勢の変化に対応した効果的・効率的な行財政経営を行うことができます。

2 健康福祉

施策の指標(施策の目指す姿にどの程度近づいているかを測る指標)

3 教育文化

指標名	区分	前期基準値	前期目標値	取得	説明
① 効果的・効率的なまちづくりが進められていると思う職員割合	成果	67.2% (R2)	↗	職ア	職員の効果的・効率的なまちづくりに対する認識を見る指標です。

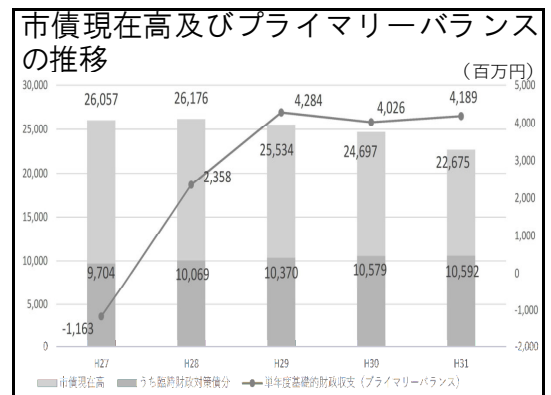
4 生活環境

5 産業活気

施策を取り巻く状況

6 地域創生

・長年課題となっている雨水対策や東日本大震災からの復興の象徴としての多賀城駅周辺再開発に伴い、財源確保策として多くの市債を発行したことで、本市の標準財政規模に占める市債残高や市債償還額の割合は、非常に高い水準にあります。



7 行財政経営

・人口減少社会到来や高齢化の進展によって、社会全体が縮減に向かおうとする中でも、市民が必要とする価値を充実させる「縮充」という考え方への移行が、持続可能な行財政経営において、今後重要となります。

・平成20年度から始まったふるさと納税制度は、平成28年度から地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)、令和2年度から人材派遣型企業版ふるさと納税という新しい動きもあり、改めて着目されています。

・本市は、平成18年からファシリティマネジメント\*に取り組み、資産管理の一元化を行っています。また、国の要請を受け、公共施設等総合管理計画の策定し、計画的な維持修繕を掲げており、第六次多賀城市総合計画基本構想では公共施設等のあり方を決めました。

・国は、デジタル・ガバメント推進指針を策定し、デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッドワンストップというデジタル化3原則\*を掲げ、行政情報化を進めています。本市においても、スマート自治体の実現に向け、令和2年度にICT活用方針を策定しています。

・情報や交通などの環境が高度化し、市町村単独では対応が難しい行政分野が増えており、効果的・効率的な行財政経営を進める上で、広域的に対応することの重要性が高まっています。

基本事業（施策を実現するための手段）の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	区分	前期基準値	前期目標値	取得	
07   04   01	行政評価による事業のマネジメント	行政評価を運用することで、効果的・効率的な事業のマネジメントが実施され、成果志向の行財政経営を行うことができています。	① 行政評価の考え方を意識して事業を推進している職員割合	成果	94.1% (R2)	→	職ア
07   04   02	健全な財政の維持	財政への市民理解に基づき市税等の自主財源が確保され、財政規律の確保により基金と市債とのバランスを図ることで、必要なサービスの提供を行いつつ、将来に過度な負担を残さず、持続可能な財政経営を行うことができています。	① 単年度基礎的財政収支（プライマリーバランス） ② 市税の収納率	成果 成果	4,189百万円 (H31) 97.9% (H31)	0百万円以上 →	業務 業務
07   04   03	市有財産の保全と積極活用	市有財産を適切に維持管理することで、積極的に活用することができています。	① 計画的な改修達成率 ② 事故発生による保険金支払い件数	成果 成果	90.0% (H31) 0件/年 (H31)	100% 0件/年	業務 業務
07   04   04	ICT等の積極活用による効率化の推進	ICT等の積極活用によるスマートな行政サービスの提供を行うことで、行政事務の効率化と市民サービスの向上を推進することができています。	① Web上で手続きが可能な業務数 ② ICTの活用により効率化が図られた業務数	成果 代替	12件 (H31) — (R3取得予定)	↗ ↗	業務 業務

施策別計画

1  
安全  
安心

2  
健康  
福祉

3  
教育  
文化

4  
生活  
環境

5  
産業  
活気

6  
地域  
創生

7  
行財政  
経営

個別計画	・多賀城市公共施設等総合管理計画 ・ICT利活用方針	・市役所経営プラン
------	-------------------------------	-----------

用語解説

・ファシリティマネジメント  
一般的には、企業・団体等が組織活動のために、施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動をいいます。本市においては、保有する全ての施設設備とその環境を最適に保ちながら、長期的視野のもとで総合的に企画・管理・活用する経営の視点を持った計画的管理のことをいいます。

・デジタル化3原則  
ICTを活用した行政手続のデジタル化に当たっての3原則をいいます。個々の手続・サービスが最初から最後まで一貫してデジタルで完結できる社会の構築をいうデジタルファースト、一度提出した情報は再提出を不要とするというワンスオンリー、民間サービスを含め、どこでも1か所でサービスを完結するというコネクテッドワンストップの3つをいいます。